



生地に絵を彫る作業中の東さん



左手の親指をガードするサックは皮製でかなりごつい造作。



東さん自作の小刀。右端のものはヤスリの目が残っている。



「蕪紋彫り大椀」



「古文字合鹿椀」



「椿梅椀」



「中也詩椀」

## 第1回

### 湘南の漆器工房

あずま ひでお  
東 日出夫さん

横浜駅から横須賀線に乗ると、逗子市は鎌倉市のとなり、そして横須賀市・葉山町の手前に位置します。いわゆる湘南と呼び習わされているエリアで、ちょっと気取ったファッションナブルな町のイメージが思い描かれるかもしれません。しかし東日出夫さんの工房のあるJR東逗子駅周辺は、地方の小さな町のちょっと鄙びた趣きを漂わせ、その下町的な空気は筆者などにはむしろすぐに体に馴染んでくるものを感じます。

漆器作りといえば、能登半島の輪島塗や、今ならテレビ小説で話題になっている福井の若狭塗など全国に散在する伝統工芸産地を連想する方が多いのではないのでしょうか。神奈川県なら鎌倉彫が有名です。しかし東日出夫さんのように、そういった産地ではなく、町の中で自分の住まいの一角を仕事場にして漆器制作をしている、いわゆる個人漆芸家と呼ばれる人たちも現代では結構多いのです。東さんは逗子市でもう30年近く漆の作品作りをしてきています。

漆器作りの技術は鎌倉彫で習得しました。だから東さんの技術のベースはむしろ「彫り」にあると言えるかもしれません。掲載写真の大きな蕪の絵のあるお椀は、形の輪郭の部分が彫られていて、それが蕪の絵の存在感

を力強く与えています。

工房を見せてもらうと、やはり彫りの道具である小刀が目につきました。これらの小刀はたいてい自分で作っているのだそうです。素材はホームセンターなどで売っているヤスリで、これを研いでいって小刀に作り変えるということでした。刃の研いだ跡が放射線状の模様になっているのが、東さんが受け継いだ小刀作りの特徴です。

蕪の絵や椿の紋様の他に、東さんの漆の作品の大きな特徴として、中国の古代文字やひらがな、落書きなどを紋様として使っていることが挙げられます。それらは時代の記録の手段としていにしえと現代をつなげるものであり、同時に見た目の面白さもあります。そういった紋様をあしらったお椀や鉢、重箱、銘々皿などを作っています。

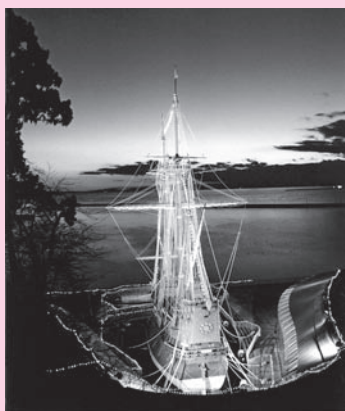
他に、戦前の夭折した天才詩人中原中也の詩の一節を黒漆地に朱漆で筆書きしたお椀とか、虫が喰った跡のある古い木の柱を材料にした彫刻的な作品とか、最近は厨子（仏像や故人の思い出の品物などを保管しておく箱）の制作で、いい仕事をしています。

興味を持たれた方は、彼の自前のHP(<http://urushi-art.net/>) にアクセスして更に探索してみてください。

彫りを生かした作風で、いにしえと現代を結ぶ

# 土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 611  
2007 December



表紙写真  
「慶長遣欧使節船『サン・ファン・パウティスタ』号」  
第22回写真コンクール銅賞  
菅原 一二●宮城会

- 美の工房 工芸評論家●笹山 央
- 03 鳩山法務大臣／河井法務副大臣 表敬訪問
- 04 モンゴル調停人育成コース研修員が「境界問題センターかながわ」を再訪
- 06 全国測量技術大会2007  
『登記測量技術発表会』発表論文④  
民間によるWeb登記基準点管理手法の提案
- 13 剣岳測量100年記念 地図展2007 in 富山
- 16 地籍フェア2007 in 愛知  
「都市部における地籍調査について」の講演会報告
- 18 情報スクランブル  
現場の発想を生かした地籍整備の推進(規制緩和、民間開放による公共調達の新しい手法) 岐阜県土地家屋調査士会 会長●林 千年
- 20 第3回 電子政府オンライン申請体験フェア報告
- 21 広報最前線 石川会
- 24 世界遺産候補地  
世界自然遺産登録をめざす「小笠原」
- 26 会長レポート
- 29 ネットワーク50  
鳥取会
- 30 LOOK NOW 第6回国際地籍学会予備会議 IN 釜山
- 32 公嘱協会情報 Vol.69  
一年を振り返って  
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会長●鈴木 洋美
- 33 ちょうさし俳壇
- 34 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 35 会務日誌
- 36 お知らせ  
土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について
- 36 ブロック新人研修開催公告 近畿ブロック
- 37 ブロック新人研修修了者 関東ブロック
- 38 会員の広場を利活用ください
- 40 土地境界基本実務V  
「境界鑑定V(筆界の特定技法)」発刊のお知らせ
- 42 測量機器総合保険(動産総合保険)のご案内  
【平成20年度保険開始分】
- 46 「境界シンポジウム in ぎふ」報告集発刊のご案内
- 47 平成19年 秋の叙勲・黄綬褒章
- 47 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局  
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について



# 鳩山法務大臣 表敬訪問



## 鳩山法務大臣表敬訪問



平成19年10月18日、松岡会長並びに役員8名は法務省に鳩山邦夫法務大臣を表敬訪問した。訪問に際し、土地家屋調査士の政策要望として地籍調査事業に於ける「民活と各省連携による地籍整備」の一層の活用と推進、オンライン登記申請制度の利活用の促進等を中心に理解と協力をお願いし、更にそれに伴う平成20年度法務省地関関係等予算の対応についても要望した。そのあと懇談に入った。

山、大星、小林、各副会長及び瀬口専務理事、竹谷常務理事が同行し、全調政連から、井上会長、齋藤幹事長が同席した。



日調連が鳩山邸と同じ文京区音羽にある事、また下川副会長の出身地が大臣の選挙区と同じと言う事もあり話題も広がり、終始和やかな雰囲気の中で行われた。尚、日調連からは下川、横

## 河井法務副大臣表敬訪問



平成19年11月1日、松岡会長以下役員は河井克行法務副大臣を表敬訪問した。日調連から政策、予算に関する要望書を手渡し、会長の説明に対して熱心に聞いていただき、若い政治家らしく何事にも意欲的な発言があり、今後の日調連に対する一層の協力をお願いした。





## モンゴル調停人育成コース研修員が「境界問題センターかながわ」を再訪

11月2日(金)、モンゴルから調停人育成コースの研修生の一行が「境界問題相談センターかながわ」実地研修のため訪れた。モンゴルからの研修生受け入れは今年3月5日に続いて2回目になる。この研修生は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が法整備支援による国際協力の一環として開設して1年余になる民間ADR機関の民事事件調停センターの充実のため、日本弁護士連合会が派遣したものである。一行はモンゴル最高裁の判事を含む裁判官3名と民事事件調停センターから同国の弁護士など5名、それに日弁連の弁護士と通訳各1名の計10名である。社会主義当時、法曹界に従事する80%が女性と割合が高く、自由主義経済の現在でも60%が女性であるせいなのか、男性1人を除く9名が女性であった。日本土地家屋調査士会連合会から松岡会長と本会副会長の社会事業部海野理事、当神奈川会からは関会長、中山副会長、境界問題相談センター運営委員会から馬渡委員長、本会副会長でもある成田副委員長、大須賀委員、菅原委員、山田委員の土地家屋調査士の委員と同じく弁護士側から蕪山委員、堀口委員、柳川委員が出席した。

研修は本会3階研修室で大須賀委員の司会で午後2時から始まった。最初に神奈川会を代表して関会長が、挨拶をした。その中で、センター開設にあたって弁護士法第72条についての問題を横浜弁護士会の全面的な協力を得て乗り



冒頭に挨拶をする神奈川会関会長

切ったことや施設について会館の駐車場を犠牲にして改装し、事務室、待合室などを作ったもので決して満足のいくものではないが、何とか工夫をして運営をしていることを話した。センターの運営費用については、神奈川会から予算面での協力を仰いでいるとともに関係者一同のボランティア精神に頼っている実情を話し、そのような困難な状況であってもセンターの成果については、多大の実績をあげたと自負していると述べた。

続いて連合会の松岡会長が挨拶に立ち、モンゴルには存在しないと思われる土地家屋調査士が地籍、登記の専門家であるだけでなく、土地境界紛争解決の専門家でもあることや、司法改革で弁護士との協同で開設したADRのセンターが、裁判所とは異なる敷居の低い、下駄履きで駆け込める庶民的な境界紛争解決手段として発展させるために、連合会はこれからも積極的に関与していくことを話した。また、前年に京都で開かれた国際シンポジウムにも触れながら、連合会がアジア諸国との情報交換を計りながら、これからも国際交流に関わり続けていくことなどを述べた。



挨拶をする松岡連合会会長

研修は、馬渡委員長が講師となり進められた。最初にセンターの概要を、組織と手続きの流れについてや費用の規定をプロジェクターを使用しながら説明した。続いて実績について、試行錯誤の連続であったが、平成17年度から19年度にいたる相談申し込み件数、調停申し込み件数、調停件数などの変遷を示しつつ、年々増加傾向にあることや、これからも愚直に、また誠実にセンターを運営することで市民の要望に答えたいと述べた。調停件数については順調に経過している中で、学ぶべき失敗談として、調停不調になった1件を取り上げた。原因として、両者の仲がもともと非常に悪いことや、調停では、原則として同席調停すべきではないことを知っていたにもかかわらず、ほぼ成立したときに同席させてしまったこと。これが失敗の始まりで、席上、境界紛争とはかかわりのない、隣人に対する過去の苦情を発言したために調停の場に気まずい空気が流れてしまい、また、最後の調停確認の返答を、手段として最も安易な方法である電話で求めてしまい、結局、両者が拒否するという失敗につな



モンゴルからの贈り物を前にして研修生と記念写真



研修生にプロジェクターを使って講義する馬渡委員長



挨拶をする柳川委員



研修風景

がってしまったと話した。具体的調停案のプリントを示して、調停実例の研修をこと細かに説明した。

ここで松岡連合会長が所用で中座することになり、モンゴル研修生から感謝の気持ちをこめて、最高裁判事でもある団長が「われわれの愛するモンゴルの美しい大自然をお贈りしたいが、かなわないのでそれを描いた絵画を友情の証として贈ります」と挨拶され、贈り物を松岡会長に手渡した。

休憩後、柳川委員が弁護士の立場から見たセンターとして、境界紛争事件が筆界、所有権界の争いという非常に判りにくい複雑な形をとっていることや、容易ではない現場測量の必要性と地図が紛争解決に役立ちにくい点と、境界紛争が時間もかかるにもかかわらず費用の面から敬遠されている現状から、有効な解決手段であることを強調された。感情の問題などから、裁判や筆界特定制度では処理を当事者に任せることで最終的な解決がなかなか進まないが、センターでは登記行為までを処理している点

も評価が高いことなどを話した。より質の高い紛争解決が図れるADRによる柔軟な解決機関として、広く法的サービスの拡充と言う時代の要請を、民間の弁護士と土地家屋調査士が共同で行っている点についても、市民からの安心感が高まり評価を得ていると自負した。

最後に質疑応答になり、モンゴル側から、相談者が相談申込金を支払っているにもかかわらず、調停申し込み時になぜ調停申込金を支払うのか。センターの運営費用、相談人、調停人の日当はどのようになっているのか。このままで、また、将来においても利益は上がるのか。逆ザヤが続く現状からセンターの永続性の心配もされていた。解決までの時間についても質問された。センターから、相談申込金と調停申込金とは趣旨が異なること、それらの費用をいただいても関係者などの日当から見ると逆ザヤになってしまうこと、その日当もボランティアの域をでないことなどを回答した。永続性についてもセンターが開設されたこと

により、土地境界の特定の明確化という問題が、これまで潜在していた紛争を顕在化させており、無くなることはない。役割を終えるとすれば、紛争が無くなる時であると答えた。調停期間については、努力目標として6ヶ月程度を目指しているが、関係者の日程の調整がうまくいかないことや、また、強制もできないため理想通りにいけないことも話した。日本側からもモンゴルの現状について質問があり、現在、ADRでは金銭貸借、離婚などの問題が主であるが、1992年に個人の土地所有が認められ、今まで民族的に土地所有の概念のなかったものの2002年に法律が施行されるに及んで、これからは増加すると考えられると答えた。

講習は午後4時半に終わり、研修生一行は1階のセンター事務室に向かい、整理箱に収められた用紙の説明を受け、待合室を見学して研修を終えた。

(神奈川県土地家屋調査士会

広報部長 渡部 勇)

# 全国測量技術大会 2007

## 『登記測量技術発表会』 発表論文④

# 民間によるWeb登記基準点管理手法の提案

岩手県土地家屋調査士会 柳平 幸男

## 1. はじめに

測量法による一般的な基準点としては、電子基準点・三角点・水準点・公共基準点等が該当するが、本提案では、登記測量に必要な基準点を登記基準点と総称することにする。

登記基準点の効率的な管理手法のひとつとして、Webによる管理を実践している事例を参考にし、今後の基準点管理手法のあり方について提案するものである。

なお、登記基準点の高さの概念については、基準点測量を実施して求められる高さとし、直接水準測量等の精密な高さについては、本提案では検討を除外する。

## 2. 公共基準点と登記基準点

### (ア) 基準点総論

一般に基準点という名称は、測量法の基本測量の成果である電子基準点・I等からIV等三角点と、公共測量により設置される1級から4級公共基準点とされている。これらを総称して基本三角点等との名称を以下では、用いることとする。

基本三角点等は、測量法施行令第2条による日本経緯度原点及び日本水準原点により、基準点の成果値が示されている。

### (イ) 基本三角点等の役割

基本三角点等は、全ての測量作業の基本となるべく設置されるものであり、各種縮尺により作成されることとなる地図の調整・公共事業に基づく公共工事（道路・下水道等）の基準・公共物の管理（道路台帳・下水道台帳等）の基準・民間の道路マップ等の基準として活用されている。

このように、不特定多数の測量目的に沿うことが基本三角点等には求められ広範囲なニーズに対応する基準点である。

### (ウ) 登記基準点の役割

登記基準点は、筆界点（不動産登記法第123条第1号）を測量するとき使用する基準点である。

平成17年3月7日施行された改正不動産登記規則第77条1項7号に、地積測量図に『基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値』を記載することと規定された。

これにより、土地家屋調査士の測量調査対象である一筆地の測量成果としての地積測量図は、旧不動産登記法による土地の面積及び求積方法に主眼を置いた図面から、新不動産登記法では、地図の詳細情報を現すことが求められることになった。

登記所に備え付けられる地図は、不動産登記法第14条1項に規定されており、測量法の第11条に定める平面直角座標系に基づき、筆界点の位置を公共座標により現した「地図」が原則として登記所に備え付けられることになっている。

また、地図が備え付けられるまでの間、備えることとなる不動産登記法第14条第4項に定める平面直角座標系に基づかない「地図に準ずる図面」とに分かれる。

不動産登記法では、原則として公共座標値に基づく地図を備えることを予定しており、同条第6項で「地図」及び「地図に準ずる図面」を電磁的記録に記録することができると規定されている。

電磁的記録による地図は、地図情報システムで管理されており、土地分筆登記に添付された地積測量情報のひとつである筆界点の公共座標値により、地図情報システムで電磁的地図に新たに筆界線の追加や、合筆により筆界線を削除する等の地図のメンテナンスをすることになる。このような背景から、公共座標に基づく地積測量図を原則として添付することが重要となった。

そこで、筆界点を測量するに当り登記所の地図情

報システムとの連携を視野に地積測量図作成のための測量（以下「登記測量」という。）で使用する公座標に基づく基準点として、設置したものを「登記基準点」と称することとする。

この登記基準点により測量された地積測量図が添付されることにより、地図情報システムの更新作業が容易となる。

また、地積測量図が連続図として、将来的には地図と同等の役割を持つことも可能となる。

### (工) 不動産登記法と基準点

土地の一筆地を構成する筆界点は、登記簿・地図・地積測量図・土地境界確認図等の書証や現地の境界杭や工作物等の物証と利害関係人の立会確認等の人証により確認する。

仮に現地に境界杭が存在していても、書証や人証により異なる地点が筆界となることもありうる。

このような経緯を経て決定された筆界点は、利害関係人としては1mmの誤差も認めたくないほど正確性を要することになるが、測量には誤差が伴うことも事実であり、極力測量誤差を小さくする必要がある。

公共測量作業規定の基準点誤差範囲内であったとしても、筆界点測量では、筆界点の位置誤差が大きすぎて利用できない場合も生じることとなる。

そこで、登記基準点では公共測量作業規定より一段と厳しい位置誤差基準により精度管理を実施する必要がある。

具体的な事例として、社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「岩手協会」という。）が設置管理している登記基準点について以下に述べる。

岩手協会の登記基準点は、水平位置については、公共測量作業規程の概ね10倍程度の位置誤差25mm以内を目標に精度管理を実施して設置されたものである。

登記基準点の位置誤差を25mm以内に抑えることにより、登記基準点から多角測量を実施して、その多角点より筆界点を測量することで、筆界点位置誤差10mm以内の観測ができるように設置したものである。

以下については、岩手協会の「登記基準点登録マニュアル」「登記測量作業規程」にもとづくものである。

岩手協会の作業規程では、登記基準点は1級から

表1 平成19年5月1日現在 登記基準点設置点数

種別	点数	盛岡	二戸	久慈	宮古	三陸	一関	水沢	花北
1 電子基準点	33								
2 登記基準点	73	12	10	7	9	10	10	7	8
3 1級登記基準点	429	50	81	46	19	23	56	33	121
4 2級登記基準点	163	22	53	37	4	2	35	0	10
5 3級登記基準点	3632	1319	1076	249	126	74	419	32	337
6 GPS登記多角点	43	8	0	0	14	9	0	0	12
合計	4340	1411	1220	339	172	118	520	72	488

4級まで規程してあるが、4級登記基準点（新点間距離50m）については、各事務所で成果管理がなされており、本論文では岩手協会で管理している登記基準点で設置点数の多い2・3級登記基準点のGPS観測による事例について記述する。（表1参照）

## 3. 登記基準点の作業手順（岩手協会の事例）

### (ア) 登記基準点設置フロー

登記基準点を設置しようとする者は、岩手協会の定める「登記基準点登録マニュアル」により示された下表により、基準点設置者・基準点委員・支所長・協会事務局の各々が各種手続きを本フロー図に基づき取り扱っている。（図1参照）

### (イ) 業務内容による設置基準点の選定

基準点設置者は、最初に下表により設置目的にあった登記基準点の級を決定する。（表2参照）

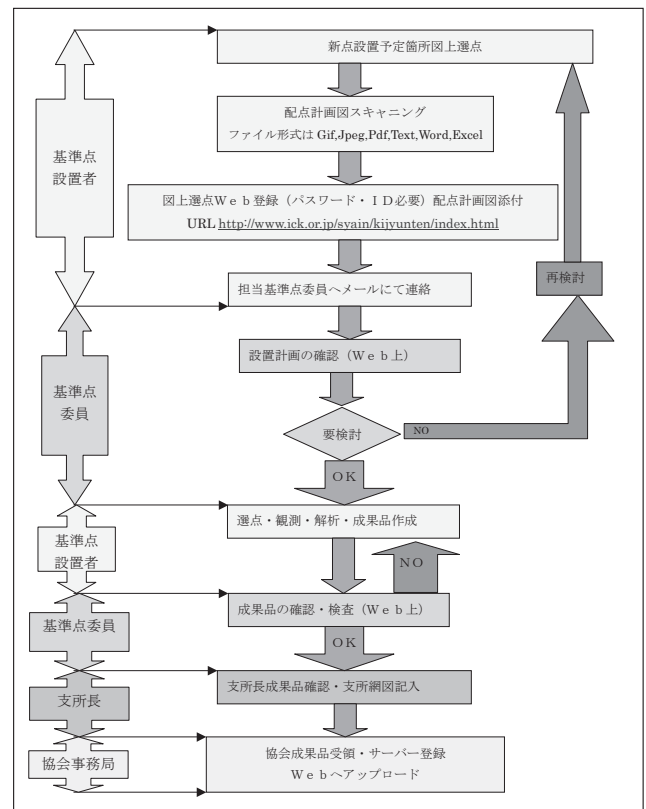


図1



表2 登記基準点標準距離

区分	既知点の種類	既知点間の標準距離 (m)	新点間の標準距離 (m)
登記基準点	電子基準点・登記基準点	—	10,000~20,000
1級登記基準点測量	電子基準点・登記基準点 1級登記基準点	10,000~20,000	5,000
2級登記基準点測量	電子基準点・登記基準点 1~2級登記基準点	5,000	1,000
3級登記基準点測量	電子基準点・登記基準点 1~2級登記基準点	1,500	200
4級登記基準点測量	電子基準点・登記基準点 1~3級登記基準点	500	50

(ウ) 選点

登記基準点を設置するに当り、設置箇所近傍に登記基準点が存在するかどうかを調査することになる。

設置箇所の概略座標値を地形図等から読み取り、協会 HP の基準点検索画面にて検索する。

検索は、座標値以外にも所在や点名・登録年月日等の各種情報から検索可能である。(図2参照)

検索の結果は、次のように表示され、PDF の各項目をクリックするとファイルの内容が表示されます。(図3参照)

検索の結果、近傍にない場合には新点を設置することとなる。新点名は、以下の基準により付番することになる。

2級登記基準点

市町村 CD ・ 次数 ・ 番号

201 - 2 - 001 (例示 : 2012001) ——— 7桁

支所名	指定しない
市町村名	指定しない
種別	指定しない
所在地	
点名	
登録年月日	~
座標指定	<p>記入例: 20040101 登録年月日は範囲を指定してください</p> <p>北東X座標 <input type="text"/></p> <p>北東Y座標 <input type="text"/></p> <p>南西X座標 <input type="text"/></p> <p>南西Y座標 <input type="text"/></p> <p>※座標を指定する場合は二点の座標を入力してください。 (X座標を入力する場合は南西X座標と北東X座標)</p>
<input type="button" value="検索"/> <input type="button" value="クリア"/>	

図2

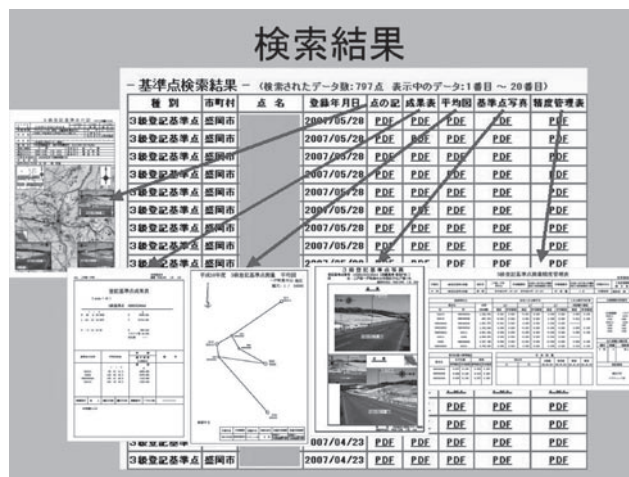


図3

3級登記基準点

会員番号・次数・測量機・番号

0001 - 3 - G - 0001 (例示 : 00013G0001)

————— 10桁 (略称3G0001)

0001 - 3 - T - 0001 (例示 : 00013T0001)

————— 10桁 (略称3T0001)

会員番号が1番とした場合現在の会員番号は1000番台のため4桁とし、GPS測量の場合次数の後にG、TSの場合次数の後にTを付ける。

4級登記基準点

会員番号・次数・測量機・番号

0001 - 4 - G - 0001 (例示 : 00014G0001)

————— 10桁 (略称4G0001)

0001 - 4 - T - 0001 (例示 : 00014T0001)

————— 10桁 (略称4T0001)

(エ) 観測計画

観測計画を作成するにあたっては、使用する与点となる登記基準点の使用登録をすることになるが、観測予定日の既知点登記基準点の使用予定がないことをHP上でチェックする。(図4参照)

基準点作業社員チェックシート(資料1)に基づき作業を進める。配点予定点を示した配点計画図を協会HPにアップロードするとともに、基準点設置協議書・通知書(資料2)を基準点委員にメールで送信する。

(オ) 観測計画承認

メールを受信した基準点委員は、基準点委員チェックシート(資料3)によりアップロードされている観測計画図や協議書を審査し、問題がなければHP上にて網図承認をするとともに、基準点設置

市町村名	基準点番号	使用年月日	観測時間	観測事務所	E-mail	備考
盛岡市	201103_096930048	070507	0900~1500	事務所	e-mail	一般事件
一戸町	524106	070502	0900~1200	事務所	e-mail	一般事件
一戸町	524104, 524106, 524107	070501	0900~1900	事務所	e-mail	一般事件
一戸町	524104, 524106, 524107	070427	0900~1900	事務所	e-mail	一般事件
一関市	20901, 2092011, 2092019	070507	9:30~13:00	事務所	e-mail	一般事件
一戸町, 岩手町	303101, 52402, 524111, 524113	070426	0900~1900	事務所	e-mail	一般事件
盛岡市	201101, 201102, 201103	070426	11:00~16:00	事務所	e-mail	一般事件
盛岡市	201106, 201108	040425	1000~1400	事務所	e-mail	一般事件
花巻市	205126, 205127	070424	11:00~1500	事務所	e-mail	一般事件
奥州市衣川区	384101	070425	0900~1700	事務所	e-mail	一般事件
西和賀町	385103, 385105, 385110	070418	9:00~17:00	事務所	e-mail	一般事件
二戸市	21301, 213114, 213115	070417	1500~1735	事務所	e-mail	一般事件
二戸市	213103, 213107, 213109	070417	1130~1405	事務所	e-mail	一般事件
二戸市	213102, 213103, 213104	070417	0755~1005	事務所	e-mail	一般事件
花巻市	381101, 0968300004	070416	9:00~17:00	事務所	e-mail	一般事件
一戸町	52402, 524111, 524113	070413	0900~1900	事務所	e-mail	一般事件
盛岡市	201113, 201106	070412	1200~1500	事務所	e-mail	一般事件
紫波町	32101, 321101, 321102	070412	11:00~1900	事務所	e-mail	一般事件
花巻市	205103, 205123	070412	09:00~17:00	土地家屋調査士事務所	e-mail	一般事件
北上市	20602, 381102	20070409	12:00~17:00	土地家屋調査士事務所	e-mail	一般事件

図 4

承認書を設置者へ通知する。

観測網図が基準点委員の承認を得たときは、HP 上で基準点使用登録を行う。(図 5 参照)

登記基準点使用予定登録

市町村

基準点番号

複数の基準点を入力する場合、区切りはカンマを使用しないでください。  
区切りは「スペース」、「、」、「」等を使用してください。

使用年月日  記入例: 2004年4月1日の場合 040401

観測時間  ~

観測事務所

E-mail

備考

図 5

### (カ) 観測・解析

岩手協会の作業規程では、観測時間及び解析較差は次のように定められている。制限値を超えた場合は、再測となる。(表 3 参照)

表 3

観測方法	観測時間	データ取得間隔	摘要
スタティック法	60分以上	30秒以下	1級登記基準点測量(10km未満) 2~4級登記基準点
短縮スタティック法	20分以上	15秒以下	3~4級登記基準点
キネマティック法	1分以上	5秒以下	4級登記基準点

ただし、観測距離が10kmを超える場合は、節点を設けるか、1級GPS測量機により20分以上の観測を行う。

区分	許容範囲		備考
基線ベクトルの 環閉合差	水平 ( $\Delta N, \Delta E$ )	$20\text{mm}\sqrt{N}$	N:辺数
	高さ ( $\Delta U$ )	$30\text{mm}\sqrt{N}$	$\Delta N$ : 水平面の南北方向の閉合差
重複する基線ベ クトルの較差	水平 ( $\Delta N, \Delta E$ )	20mm	$\Delta E$ : 水平面の東西方向の閉合差
	高さ ( $\Delta U$ )	30mm	$\Delta U$ : 高さ方向の閉合差

### (キ) 成果表・精度管理表作成

観測の結果は、基準点作業社員チェックシート(資料 1)の以下の項目が全て満足していることを確認する。

精度の確認	
	★点検計算(次のいずれかによる)
計算書	・基線ベクトル環閉合差
	水平 $20\text{mm}\sqrt{N}$ 高さ $30\text{mm}\sqrt{N}$
計算書又は	・重複する基線ベクトルの較差
精度管理表	水平 20mm 高さ 30mm
	★仮定三次元網平均計算(仮定網)
計算書	・水平位置の閉合差( $\Delta S = 10\text{cm} + 4\text{cm}\sqrt{N}$ )
計算書	・標高の閉合差( $25\text{cm} + 4.5\text{cm}\sqrt{N}$ )
精度管理表	・基線ベクトルの各成分の偏差(20mm)
	★三次元網平均計算(実用網)
精度管理表	・新点水平位置の標準偏差(10cm)
	※25mmを超える場合は企画研修部長と協議
精度管理表	・新点標高の標準偏差(20cm)
	※50mmを超える場合は企画研修部長と協議

成果品についても、同チェックシートの以下の項目が全て満足していることを確認する。

成果品の確認	
平均図	網図との確認・作業種類・測量方式等の確認
精度管理表	作業名・主任技術者等の記入確認
成果表	埋標形式・標識の種類等の確認
点の記	点名・標識の種類・所在等の確認
基準点写真	点名・標識の種類・写真の鮮明度等の確認

チェックシートに示されている上記項目全てを満足していることを確認して、点の記・成果表・平均図・基準点写真・精度管理表をアップロードし、基準点委員に連絡する。

### (ク) 検査

基準点設置者から連絡を受けた基準点委員は、アップロードされたファイルの中身を基準点委員チェックシート(資料 3)に網羅された内容を検査し合格していれば、設置者に対して承認書を交付し、支所長へ設置完了の連絡をする。連絡を受けた支所長は、アップロードされたデータの内容を確認し協会事務局に対し、HPでの公開を指示する。

### (ケ) Web へのアップロード

協会事務局は、支所長からの指示によりアップロードされたファイルを公開用 Web サーバーのフォルダへ移動し HP 上で公開する。

## 4. Web による登記基準点管理

### (ア) 基準点管理の検討

岩手協会では、県内 58 (平成 14 年設置当時) 市

町村に1箇所以上の登記基準点(0級)を設置し寄贈することから、基準点整備事業がスタートした。

登記基準点の与点は、全て電子基準点を使用し電子基準点を補完する位置の概ね10~15km程度に1箇所を目標に73箇所設置した。この登記基準点は、水平位置誤差最大20mm・水平位置誤差平均13mmで極めて高精度の測量誤差に抑えることができた。

次に電子基準点・登記基準点を与点とし1級登記基準点(新点間距離5km)・2級登記基準点(新点間距離1km)・3級(新点間距離200m)・4級(新点間距離50m)として、順次設置することとした。

岩手協会では、GPSによるスタティック測量に限り、1級登記基準点以上(図の1点鎖線内)を与点とした3級登記基準点を設置できる独自の基準を採用したことにより、3級登記基準点は爆発的に増大することになった。(図6参照)

そこで、莫大な基準点を効率的に管理するために、Web管理を導入した。協会の業務管理システムもWebで行っており大きな混乱もなく導入することができた。

#### (イ) Web管理のメリット

##### 1. コストダウン

Webによる登記基準点管理としたことで、事

務局の事務手続きの殆どがシステム上で行うことが可能となり、管理費をコストダウンすることができた。

##### 2. 問合せへの検索・回答の自動化

従来であれば、基準点の検索関係の問い合わせについては、簿冊から手作業で検索し、電話・FAX等での回答がなされていた。Web管理により、問い合わせ者自身がインターネットを通じて24時間いつでも簡単に検索することが可能となった。

##### 3. 設置者の負担軽減

基準点設置者の側についても、全ての届け出をWebにより完結できるので、事務局の執務時間を気にしないで各種ファイルのダウンロードやアップロードが可能となった。

##### 4. 各種規定・マニュアル等更新の迅速化

登記基準点測量関係の管理規定・作業規定・作業マニュアル・各種チェックシート・協議書等をWeb上で管理している関係で、各種規定等の改変をWeb上のファイルを更新し社員に通知するだけで、新様式や規定を速やかにスタートできる。

##### 5. 基準点測量作業の均一化

統一した作業規程による測量作業の管理により、成果品の品質と作業の均一化を図ることができた。

#### (ウ) Web管理のデメリット

##### 1. 基準点委員や支所長への負担増

基準点設置数のバラつきにより、設置点数の多い支所の基準点委員や支所長への事務負担が多い。

##### 2. 管理基準の社員への周知

管理基準の全てをWeb上で公開し管理運用しているが、実際の作業については、研修会等で周知しないと全ての会員に周知できない。

ただし、平成15年から運用開始しており、最近では研修会の開催回数が少なくとも周知速度は速まっている。

## 5. 登記基準点の今後の展望

#### (ア) 公共基準点との連携

登記基準点の水平位置精度は、非常に高精度であり登記測量以外の基準点として活用していただくため、公共基準点等との連携も検討している。

特に、都市再生街区基本調査により設置された街区基準点・街区多角点・街区補助点(以下「街区基準点」という。)との連携を考えている。

街区基準点は、全国のDID地区に設置された基

登記基準点測量・多角測量フローチャート

(2重線はGPS測量に限る)

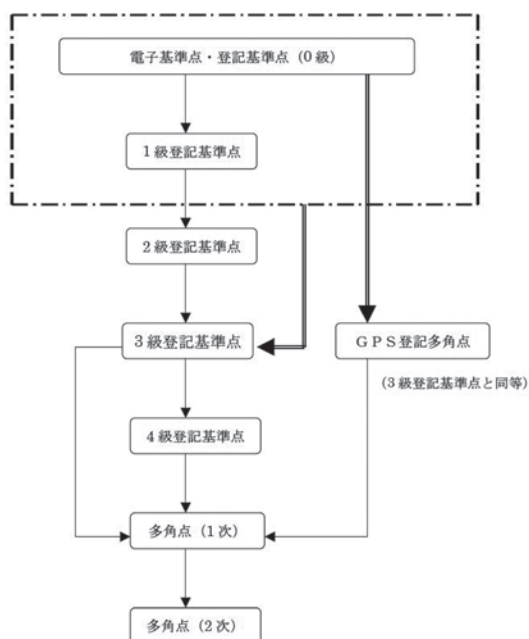


図6

準点であり、土地家屋調査士の実施する一筆地の地積測量の与点としての活用が期待されている。

登記基準点は、DID 地区内にも存在するが岩手県内の全ての地区をカバーしており、DID 地区内と地区外との整合性が必要となる。

そこで、法務省作成の不動産登記法第 14 条 1 項地図作成作業において、盛岡市内の地図作成区域内にある街区基準点を、登記基準点を与点として観測したところ、水平位置誤差 10mm 以内の観測結果であった。この結果、街区基準点と登記基準点と TS による結合トラバース等で連結し登記測量に活用しても特段問題のないことが確認できた。

## 資料

資料 1

基準点作業社員チェックシート ② (GPSによる3級登記基準点測量)				
業務名		基準点番号		
所在地		網図検査年月日	平成 年 月 日	
官公庁		成果品検査年月日	平成 年 月 日	
基準点作業社員				
項目	検査内容	判定	指摘事項	再検査
<b>網図の確認</b>				
	使用既知点の確認	合・否		合
	既知点数(結合3点以上・単路線2点)	合・否		合
	新点間の距離(200m標準・70m~400m)	合・否		合
	路線図形(既知点方向から50°・夾角60°)	合・否		合
	観測計画の確認(セッション計画)	合・否		合
<b>精度の確認</b>				
	★点検計算(次のいずれかによる)			
計算書	・基線ベクトル閉合差			
	水平20mm $\sqrt{N}$ 高さ30mm $\sqrt{N}$	合・否		合
計算書又は	・重複する基線ベクトルの較差			
精度管理表	水平20mm 高さ30mm	合・否		合
	★仮定三次元網平均計算(仮定網)			
計算書	・水平位置の閉合差( $\angle S=10cm+4cm\sqrt{N}$ )	合・否		合
計算書	・標高の閉合差(25cm+4.5cm $\sqrt{N}$ )	合・否		合
精度管理表	・基線ベクトルの各成分の偏差(20mm)	合・否		合
	★三次元網平均計算(実用網)			
精度管理表	・新点水平位置の標準偏差(10cm)	合・否		合
	※25mmを超える場合は企画研修部長と協議			
精度管理表	・新点標高の標準偏差(20cm)	合・否		合
	※50mmを超える場合は企画研修部長と協議			
<b>成果品の確認</b>				
平均図	網図との確認・作業種類・測量方式等の確認	合・否		合
精度管理表	作業名・主任技術者等の記入確認	合・否		合
成果表	理標形式・標識の種類等の確認	合・否		合
点の記	点名・標識の種類・所在等の確認	合・否		合
基準点写真	点名・標識の種類・写真の鮮明度等の確認	合・否		合

## (イ) 地殻変動情報との連携

平成 19 年 5 月 1 日現在、岩手県内に設置されている 3 級以上の登記基準点は 4,300 点あり、毎月 100 点前後増加している。

これだけ膨大な基準点を設置するために取得したデータを、地殻変動等による電子基準点の移動量や補正情報に活用できる方策等についても検討をしている。

多くの登記基準点を活用することで、ネットワーク型 RTK-GPS の解析においても必要となるセミダイナミック補正情報や地域パラメーター算定にも活用していきたい。

資料 2

基準点設置協議の方法			
1. 協会HP登録用の略図ファイル(配点計画図)を作る(250kb以内) ● 1/25000地形図に与点 ○、新点 ○を明示する			
2. 協会HPに基準点設置の登録をし、上記略図ファイルを添付する			
3. 下記の協議通知書に内容を入力の上、地区担当基準点委員に E-mailする。 (基準点委員)			
登記基準点設置 協議通知書・承認書			
基準点委員	<input type="text"/>	殿	
		設置登録年月日	<input type="text"/>
		基準点作業社員	<input type="text"/>
業務受託社員	<input type="text"/>		
業務委託官公庁	<input type="text"/>		
作業場所	<input type="text"/>		
設置基準点	等級・種類	作業規程	設置点数
	2級登記基準点	100m標準	
	3級登記基準点	200m標準	
	GPS登記多角点	3級相当	
設置場所	所在	点番号	永久標識の種類・設置方法
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
基準点測量の方式	<input type="checkbox"/> 単路線方式 <input type="checkbox"/> 結合多角・閉合多角方式		
観測方法	<input type="checkbox"/> 短縮スタティック法 <input type="checkbox"/> スタティック法 <input type="checkbox"/> RTK法 <input type="checkbox"/> 地上法		
観測予定日	<input type="text"/>		
(以下、成果承認欄)			
成果品	平均図	精度管理表	成果表 点の記 基準点写真
成果を( <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 非承認 )します。			
承認年月日	H16-		号
基準点委員			

資料3

基準点委員チェックシート ② (GPSによる3級登記基準点測量)				
業務名		基準点番号		
所在地				
官公庁		網図検査年月日	平成 年 月 日	
担当社員検査の有無	有・無	成果品検査年月日	平成 年 月 日	
基準点作業社員		基準点委員		
項目	検査内容	判定	指摘事項	再検査
<b>網図の確認</b>				
	使用既知点の確認	合・否		合
	既知点数(結合3点以上・単路線2点)	合・否		合
	新点間の距離(200m標準・70m~400m)	合・否		合
	路線図形(既知点方向から50°・夹角60°)	合・否		合
	観測計画の確認(セッション計画)	合・否		合
<b>精度の確認</b>				
	★点検計算(次のいずれかによる)			
計算書	・基線ベクトル環閉合差			
	水平20mm/√N 高さ30mm/√N	合・否		合
計算書又は	・重複する基線ベクトルの較差			
精度管理表	水平20mm 高さ30mm	合・否		合
	★仮定三次元網平均計算(仮定網)			
計算書	・水平位置の閉合差(△S=10cm+4cm/√N)	合・否		合
計算書	・標高の閉合差(25cm+4.5cm/√N)	合・否		合
精度管理表	・基線ベクトルの各成分の偏差(20mm)	合・否		合
	★三次元網平均計算(実用網)			
精度管理表	・新点水平位置の標準偏差(10cm)	合・否		合
	※25mmを超える場合は企図研修部長と協議			
精度管理表	・新点標高の標準偏差(20cm)	合・否		合
	※50mmを超える場合は企図研修部長と協議			
<b>成果品の確認</b>				
平均図	網図との確認・作業種類・測量方式等の確認	合・否		合
精度管理表	作業名・主任技術者等の記入確認	合・否		合
成果表	埋標形式・標識の種類等の確認	合・否		合
点の記	点名・標識の種類・所在等の確認	合・否		合
基準点写真	点名・標識の種類・写真の鮮明度等の確認	合・否		合



# 劔岳測量100年記念 地図展2007 in 富山

地図への理解と関心を高め、地図の利用促進を図るため、国土地理院などが毎年全国主要都市で開催している「地図展」が2007年10月18日～21日までの4日間富山県民会館で開催されました。今年が劔岳測量100年に当たり、「劔岳・点の記」（新田次郎原作）の映画の撮影も行われており富山は熱く燃えています。富山県土地家屋調査士会では登記無料相談会を開催し、協賛しました。

## 主な展示内容は

- ・柴崎芳太郎測量隊による測量の様子や機械の紹介
- ・地図と空中写真による郷土の移り変わり
- ・郷土の測量家 石黒信由と伊能忠敬の世界
- ・現代の測量
- ・児童生徒の地図作品

などです。

## 明治40年劔岳測量から平成16年三角点設置まで

明治40年、陸軍参謀本部陸地測量部「柴崎芳太郎」は北アルプス立山連峰などの山岳地帯に27の三等三角点を設置するために富山県にやって来ました。

国道8号線を氷見市方面から富山市方面に向かって車で走ると、お天気の良い日には立山連峰を正面に眺めることができます。とりわけ晩秋のこの季節には雪化粧をした山並みが青空に映え、神々しく光り輝く姿は、立山信仰とは無縁の私でさえも思わず合掌したくなるほどです。なかでも劔岳はその名のとおり鋭く切り立った岩峰からなり、ひときわ目を引き、登山家にとって憧れの山となっています。

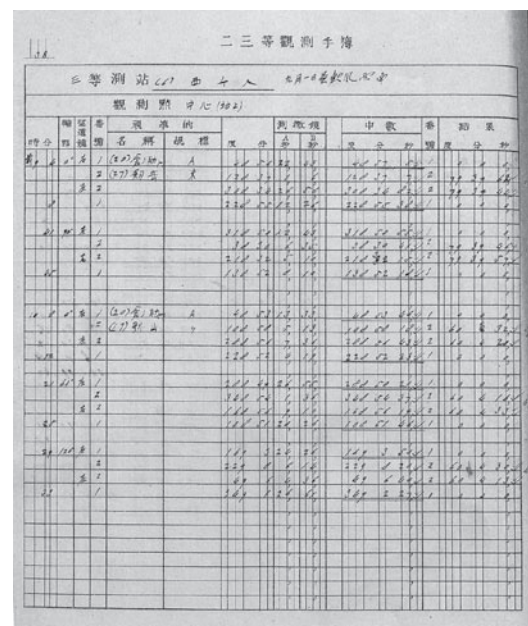
しかしその劔岳も明治末期までは、「死の山」「針の山」とされ、地元の人たちの間では立山信仰の影響もあって、登ることができないし又決して登ってはならない山とされ恐れられていたのです。

当時、近代化を進める明治政府は国家事業として三角測量による正確な地図作りを進めていました。しかしながら、立山周辺はまだ三等三角点が設置されず、地形図の最後の空白地域だったのです。人跡未踏の奥山に三角点を設置し、測量をすることは人語に尽くせぬ苦勞を伴う作業であったと思います。

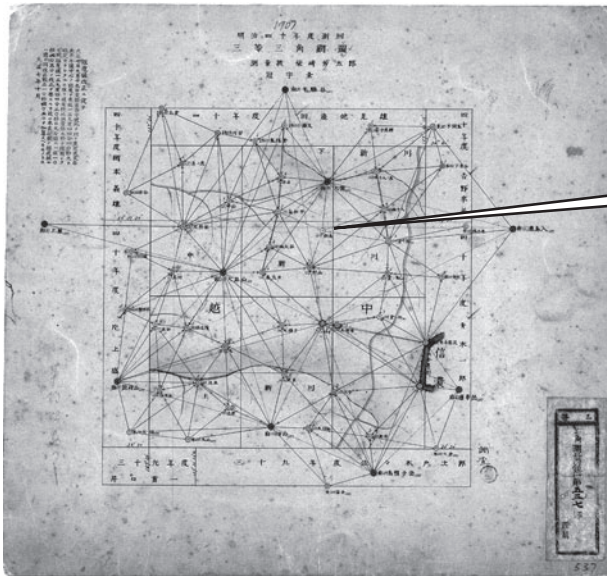
予定していた27点のうち26点までは三角点を設置し、無事測量を終えることができたのですが、27点目の劔岳だけは登頂することができただけで

した。あまりの険しさに三等三角点の標石や測量機材を運搬することができず、三等三角点の設置を断念せざるを得ませんでした。視標を建立して四等三角点とし、他の地点からの観測をして位置や高さを決定したのです。

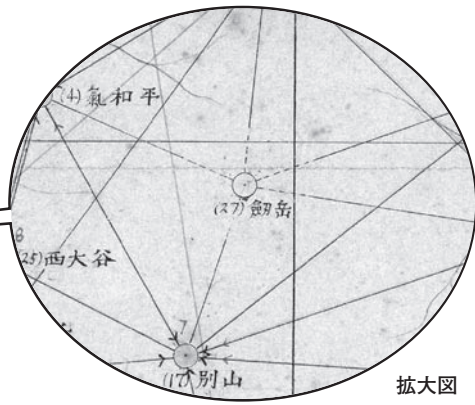
その時に使用された測量機械や、観測手簿・計算簿等の原本、三等三角図網などが展示されていました。



観測手簿 「西千人」三角点に器械を据えて「倉ノ助」と「劔岳」の角度を観測



三等三角点網



拡大図

それらは、厳しい自然環境の中で記入されたとは思えないほど丁寧に几帳面に記入されており、何回も点検のためのチェックがかけられていて、可能な限りの正確さで測量をしようという当時の測量官たちの、まじめで忠実で物事をごまかさないといい測量官魂が伝わってくるようでした。

それから約100年を経た平成16年、三等三角点の標石が劔岳頂上に設置され、柴崎芳太郎選点の劔岳点の記が100年かかってようやく完成したのです。

平成16年の劔岳の点の記には「(27) 劔岳」、選点者「柴崎芳太郎」と記載されたそうです。先輩測量官の成し遂げられなかった仕事をなんとしても完成させたいという現代の測量官の熱い思いと、仕事への心意気と誇りを見たように思いました。

筆者も、今年の9月に柴崎測量官が登った劔岳長次郎郎谷を見に行ってきました。今でも一般ルートではなく、よほど足に覚えのある人しか登ることはできません。万年雪に覆われた谷は深く尾根の岸壁は鋭く、この急な雪渓を登り詰めたのかと思うとその勇気と苦勞が強く感じられました。

### 伊能忠敬と石黒信由

時代はさかのぼって江戸時代末期。日本全国を測量して歩いた伊能忠敬はあまりにも有名ですが、同じ頃富山県には石黒信由という優れた測量家がいました。石黒信由(1760～1836)は現在の富山県新湊市の庄屋の家に生まれ、和算・測量術・天文暦法をそれぞれ専門家に学び、土地の測量や新田の開発

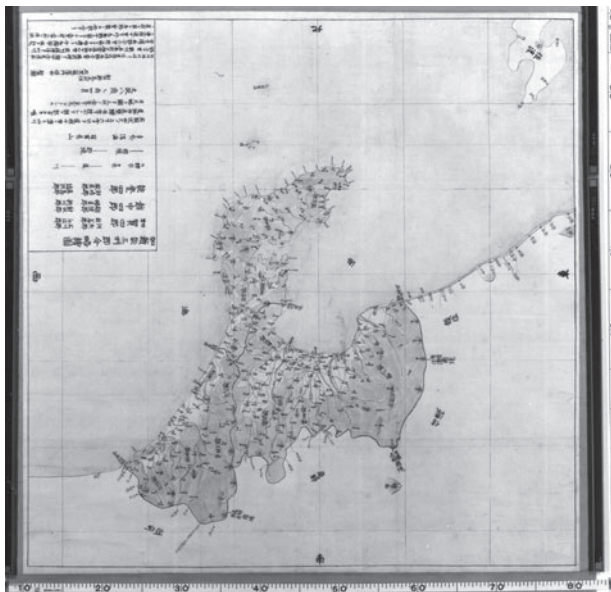
の仕事をしていました。

1803年、伊能忠敬が越中の測量をするためにやって来たときに、信由は忠敬を訪問し、翌日は測量に同行して一流の測量技術を学んでいったのです。

独自の創意と工夫で考案された「強盜式磁石台」など当時の珍しい測量機械や長さを測る縄・竿などの道具が展示されていました。この機械を使った測量の精度は誤差が2～3%以内という大変精度の高いものだったそうです。この道具は貸し出しをしていて、富山県土地家屋調査士会青年部で実際に測量を試みたそうです。とても合理的にできていて、500m<sup>2</sup>の地積測量をして誤差が1m<sup>2</sup>以内だったそうです。



石黒信由創作「強盜式磁石台」磁石盤が自動的に水平になる



石黒信由作成「加越能三州郡分略絵図」(射水市博物館所蔵)

加賀藩に命じられて作成した「加越能三州郡分略絵図」は内陸部まで詳しく描かれていて、今のものとほとんど違いがありません。初めてこの地図を見たという人は、富山県にこんな人が居たとは知らなかったと非常に驚いていました。

測量方法を考案し、測量道具を開発し、足で歩きながら能登・加賀・越中をくまなく測量し、正確な地図を作成していった偉大な郷土の先人の足跡に触れることができました。

### 現代の測量と未来の地図

現在、国土地理院では、全国約1200箇所に電子基準点(GPS連続観測点)を設置し観測を行っているそうです。観測されたデータはGPS中央局に集められて解析され、地殻変動の観測や、測地基準系の維持等に使用されているそうです。土地家屋調査士が使用する街区基準点や、GPS測量の基にもなっているものです。「平成の地識人」としての土



相談に応じる調査士

地家屋調査士は、足と頭で作成した先人たちの苦勞と成果を大切にしながら、変わることのない真摯さで現代の測量に参加して行かねば申し訳ないと思った地図展でした。

### 相談に応じる土地家屋調査士

4日間の相談件数は23件でした。ADRのパンフレットなどの配布も行い、土地家屋調査士の宣伝と、社会に役立つ調査士としての役割を果たすことができましたものと思います。ご苦勞様でした。

なお、映画「剣岳 点の記」は2009年に完成し上映される予定です。富山の美しい自然と、その中で黙々と地図作りの測量に取り組んだ明治の測量官の心意気をご覧ください。

(富山会 小竹 伸子)



# 地籍フェア2007 in 愛知

## 「都市部における地籍調査について」の講演会報告

平成19年10月18日、国土交通省・愛知県・愛知県国土調査推進協議会が主催する「地籍フェア2007in愛知」が中京大学文化市民会館（名古屋市中区金山1-5-1）で開催されました。標題の講演は、地籍フェア開会前の午前中を利用して行われました。行政向けの講演のため、愛知県をはじめ全国都道府県市町村地籍調査関係担当者等、200余名の出席がありました。

講演者は、東京都都市づくり政策部 土地利用計画課 地籍調査係 河野重義様で、現在、進行している東京都の地籍調査状況及び東京都が制定した独自の作業工程、東京都の取り組みとして千代田区の事例及び地籍調査未着手地区である立川市の事情についての発表がありました。講演の内容は次のとおりです。

### 1. 東京都の地籍調査と進捗状況

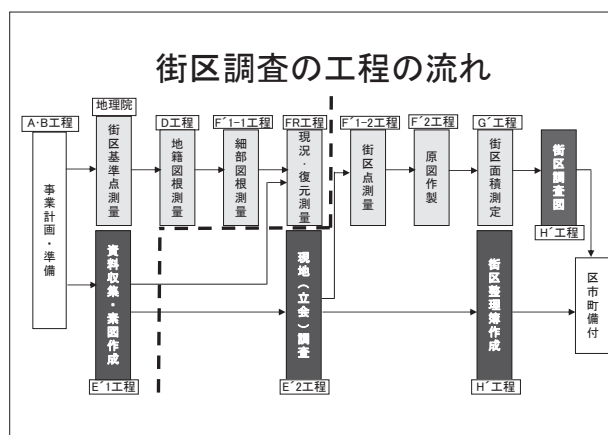
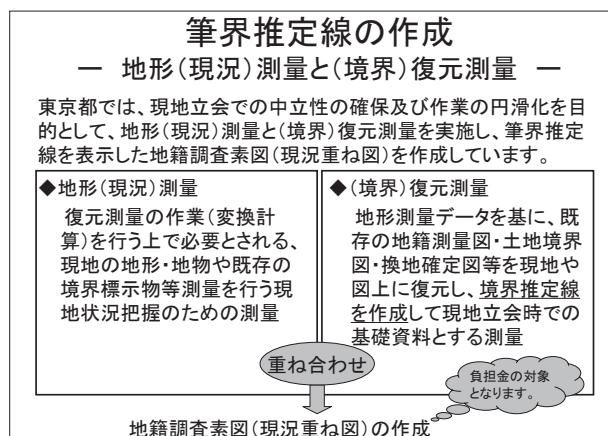
地籍担当部署は、全国地方公共団体によりまちまちであるが、概ね地籍調査の目的が戦後の農業政策の一貫として進められた経緯から、農林水産部が担当部署となっていることが多い。しかし都市の地籍調査に取り組まなければならないという必然性から東京都では平成16年より土地利用計画課の所管となった。

現在の東京都の地籍調査事業は、まだ始まったばかりであり、平成18年度末現在、進捗率19%、着手率53%と、他の地方公共団体に比べ低い状況にある。都市部の進捗状況は全国的に低い状況にあるが、その理由として土地が細分化されており、権利関係の複雑さが一筆地調査の遅延を招来している。そこで都市部対策として、都市再生地籍調査事業の趣旨にそい、先行的に街区単位、いわゆる長狭物を一区切りとした街区調査を行い、街区内の調査はのちに登記異動情報等を収集整理し行うことにしている。

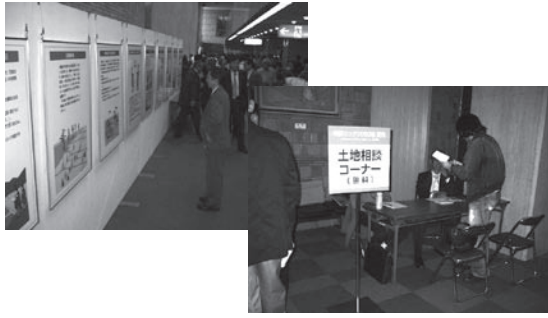
### 2. 東京都独自の街区調査工程

都市部の場合、相隣関係が希薄であり、地権者が一筆地立会等を嫌う傾向にあり、事業への無関心等があいまって、迅速な一筆地調査が遅々として進まない状況にある。そこで東京都は、現地立会を行う

前に「筆界推定線の作成」を独自に導入した。これはFR工程と呼ばれ、現地立会での中立性の確保及び作業の円滑化を目的として、地形現況測量（現地の地形・地物や既存の境界標示物等の測量を行う）と、境界復元測量を実施し（境界復元にあたっては既存の地積測量図、土地境界図、換地確定図等を図上に復元する）、筆界推定線を表示した地籍調査素図（現況重ね図）を作成することとし、地籍調査事業の細部図根測量・資料収集・素図作成工程と現地立会調査工程の間に位置付けられている。この工程は国土交通省の算定要領にないので、東京都で費用負担し平成14年から制度化されている。



（講演会資料から抜粋）



### 3. 「筆界」と「所有権界」

街区調査は、都市部の地籍調査を進めるにあたり、公共物管理を主眼として行っている。道路は土地利用比率で18.7%に及ぶが、都内の官民境界確定率はおよそ4割ほどにすぎない。また、道路拡幅等により分筆され所有権移転済の土地、分筆はしたが所有権移転の登記が未了の土地、拡幅工事のみが行われ分筆登記・所有権移転登記ともに未了の土地は、各々筆界・区域界・所有権界の取扱を異にするが、東京23区担当部署にアンケート調査したところ、必ずしも筆界・区域界・所有権界を明確に行っておらず、現地管理がほとんどという結果を得た。そのためにも統一した地籍調査事業の遂行が必要となっている。

か合意できなかった。その理由として、第一に、地籍調査前すでに境界確定が4割程が終わっており、再度立会・測量する必要があるのかという疑問から調査票に確認印を受領できない。なかには、実測の結果、建物の建ぺい率、容積率が満たせず違反建築になるのではという憂慮がはたらいっているケースもある。第二に、信託財産として運用している土地が多く、所有者と信託財産管理者の二者から確認印を受領しなければならない煩雑さが挙げられる。これは事業遂行を急ぎすぎた感があり、原点に戻り地籍調査の必要性を認識してもらうための土地所有者等との調整を十分に行う必要があり、街区調査先行ではなく、最初から一筆地調査を行う等の対策が必要である。

#### 公共物における境界管理

- ◆ 土地所有権の取得・敷地の帰属(道路法第90条1項)
  - ① 土地売買契約に基づく用地買収
  - ② 貸付を受けた国有財産の無償譲渡(道路法第90条2項)
  - ③ 寄附受領地
  - ④ その他
- ※原則として、分筆登記されており、筆界・区域・所有権界の位置は一致する。
- ◆ 土地使用権の取得・私権の制限(道路法第4条)
  - ① 国有財産の無償貸付(道路法第90条2項)
  - ② 私有財産の使用契約(原則、無償使用)・口頭契約も有効
  - ③ その他
- ※分筆登記されていない場合が多いことから、筆界・区域・所有権界の位置は一致しない。

### 5. 事例発表 立川市の場合

立川市の事例は、過去に耕地整理が完了した地域が多く、境界杭が今も現存しているところが多い。そして20年程の歳月をかけ立川市が独自に道路境界復元を行い境界確定をしていた経緯がある。そのため立川市の道路境界の90%以上は確定済みであり、あえて予算化して街区調査をする必要がないのではないかという事情があり、現在未着手(街区調査は完了しているとみても過言でない)の状態である。対策として、街区基準点を用い境界確定済の杭を再度測量して世界測地系座標に統一し、既設杭の扱いについては、立会省略の担保として立川市が責任を持つことが挙げられる。

#### 公共物における境界管理

- ◆ 区域の決定
  - 区域決定・行政処分(道路法第18条1項)
  - 区域=所有権界=筆界なら問題なし!
- ◆ 公共物の境界管理
  - 区域は必ずしも筆界の有無を要件としないが、権原(所有権・使用権)の範囲に現地復元性(現地でどこに位置するのか)を持たせるための調査が必要。



地籍調査事業が最適である。

(講演会資料から抜粋)

### 6. まとめ

国土調査は農地・山林地域を中心として施行されてきたが、平成地籍整備によって、その対象が都市部となった。国土調査未施行の都市部においては、街区調査をするにしても地積測量図、道路境界確定図等、膨大な境界に関する資料が蓄積されているもので、その処理・取りまとめに苦慮するところである。現地立会調査工程を正確かつ効率的に行うためには、資料調査・素図作成工程に相当の労力を投入しなければならない。そのため2で述べた独自の街区調査工程は、都市部における地籍調査の遂行にあたり必須の工程となるであろう。

### 4. 事例発表 千代田区の場合

千代田区は都市再生緊急整備地域に指定されており、1m<sup>2</sup>当たり2,000万円という、日本一地価の高いところである。現状は境界立会のうち約3割程度し

また国土交通省では基本的に立会を原則としているが、立川市のように既に確認立会を行っている場合や千代田区等のようにすでに境界確定の資料がある場合、どのような確認方法が望ましいか、今後、準則の位置づけを明確にする必要がある。

(研究員 戸田 和章)

# 現場の発想を生かした地籍整備の推進 (規制緩和、民間開放による公共調達の新手法)

岐阜県土地家屋調査士会 会長

林 千年

六本木ヒルズの建設が、正確な地籍図が整備されていなかったことにより、数年間遅れたこと等を発端に地籍整備の重要性が再認識され、平成15年に「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が示された。これに伴い地籍調査事業や不動産登記法第14条地図作成事業の予算も増加され、地図作りへの機運が盛り上がり来たことは、関連業務に携わる私達にとっても大変喜ばしいことである。

しかし、地籍調査事業、法14条地図作成業務共に、期間、区域、工程に捉われて作業しなければならないこと、所有権界と筆界の混同、個々が保管している過去資料が成果に充分反映されているとは言えないこと等に大変疑問を感じている。又、法務局に申請情報と共に提供される地積測量図を地図情報システムに集積する等の手法も立案されているが、日本全体を考えた場合、その量は僅かであり地籍図として完成されるのは、何十年後になるのか想像することもできない。筆界、境界については私達の専門分野であり、早期の地籍整備を求める社会の要請に応えずして専門家を名乗る資格はないと考える。これらの疑問、問題を解消するため、規制緩和、民間開放の観点から、私達民間人が中心となる新しい地籍整備事業を提案する。

私達、土地家屋調査士個々の事

務所は、関係者の想像をはるかに超える筆界データを保有している。平成15年の法務省統計では、不動産登記法第14条1項、4項地図の年間情報更新にかかる筆個数は955万筆で、この大半が土地家屋調査士の代理申請によるものである。このように登記に反映される筆数だけでも大きなものであるが、その登記及びそれ以外のために実施した街区の確定図、実測売買等に伴う確定図、地役権設定等に伴う測量成果等々を合わせれば10倍以上の筆界データとなる。例えば地積測量図に境界標識や引照点を記載し、復元可能な図面とすることが義務付けされた平成5年10月1日まで遡ったとしたら膨大な量となる。これらを国家により整備された電子基準点網や都市再生街区基準点を活用して再生し、日々取得する筆界データと共に集積しつつ、期間、区域、工程に捉われず、成果と結果に保証と責任の持てる地籍図を作成したいと考える。何より私達は地域に密着しており、依頼者や隣接土地所有者と面識等があり、調査未了の土地所有者にも既に構築されている人間関係をもって積極的にアプローチすることができ、行政コストの軽減も図れる。又、座標変換のための再測や改測、筆界確認書の充実等の必要が生じたとしても、私達なら容易に行えることや筆界特定制度、ADRも積極的に利用し

ていけることは論を待たない。そして一定面積以上の地籍図が完成したら行政の検査を受け、例えば国土調査法第19条5項の指定が得られた時点で、国家に適正な価格で買い上げていただき、その価格の一部を土地家屋調査士会の責任において当初の依頼を受けた土地所有者等に返還したいと考える。地籍図が整備された土地を所有する者とそうでない者は、土地利用の際に負担する経費が大きく違うこと、その経費の中には官民境界査定等、本来なら一部を行政が負担すべき内容が含まれていると考えれば不公平であり当然のことだと考える。法改正により、基準点からの一筆地測量が必要となり、土地所有者等の負担が益々増えることも考えれば、今までのように全てを原因者負担としてきたやり方は改めなければいけない。筆界データや基準点成果は空間情報の一部であり、情報の共有は重要なことであるが、情報が全てタダだという考え方も改めるべきである。行政が民間データの収集をコントロール出来ない原因や民間からの国土調査法第19条5項の認証申請が、殆んど無い原因もこのあたりにあるのではないだろうか。

今、MOTTAINAIという言葉が、資源を大切に守るため、世界の共通語となりつつある。私達の業務に例えれば、今日の土地所有者は明日の所有者とは限らず、確定さ

れた筆界データや基準点成果は貴重な社会の財産でもある。基準点が整備され、測量機器もIT技術も発達し、今までは考えることは出来ても実務としては出来なかったことが容易に出来るようになった。これらを最大限に利用して、個々の保管データの再生、再活用を図ることは、長年この分野に携わってきた私達の責務でもある。

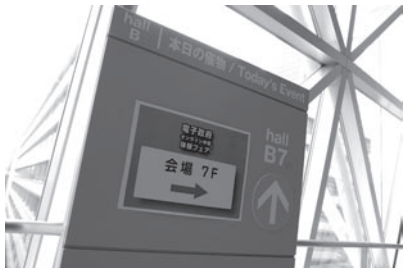
私が事務所を営んでいる岐阜県可児市では、平成14年の測量法の改正を機会に都市基準点を設置し、公共事業や官民境界査定に伴い確定される筆界点が一元管理されている。先般の市議会でも「地籍調査に着手しないのか」との質問に対し、「同等の成果を出している」との答弁がされていた。結果的に同等の成果となるような施策を講じているという意味での答弁だと思うが、こういった自治体に対してこの提案が取り上げら

れ、モデル的にでも地籍図整備特区といった事業が認められれば、個人情報保護や行政の協力体制等の課題はあるが、いずれも克服可能であり必ず早期に地籍整備が完了できると確信している。

今年のNHKの大河ドラマは風林火山、山本勘助である。「大きな戦いの中では、個人の腕自慢なんて大して役に立たない。組織として勝っていく方法を考えることが大事である」という場面が強く印象に残っている。又、松岡日調連会長の今年度のテーマは会員力の結集とのことである。今回の寄稿はこの二つを念頭においたものであるが、福田政権初の経済財政諮問会議での「民間人を中心に現場の発想を生かす」との提言にも沿った提案でもあり、現行の手法や立案されている手法と比較してもらえる機会を、是非私達に与えて欲しいものである。



# 第3回 電子政府オンライン 申請体験フェア報告



今年で3回目となる電子政府オンライン申請体験フェアが平成19年10月16日愛知(愛知県産業貿易館)、19日東京(東京国際フォーラム)にて開催されました。

東京会場を取材してきましたので、報告いたします。

会場はモデル体験ブースとプレゼンテーション用特設ステージの2会場が設けられ、プレゼンテーションでは各行政手続きのオンライン申請について府省担当官から20分程度の説明がありました。

## 主催者あいさつ

(社)行政情報システム研究所  
電子政府の総合窓口(e-Gov)

総務省

商業登記に基づく電子認証制度

法務省

商業・法人登記のオンライン申請

法務省

国税電子申告・納税システム -e-Tax-

国税庁

地方税電子申告 -eLTAX-

地方税電子化協議会

自動車保有関係手のワンストップ  
サービス

国土交通省

Pay-easy (ペイジー)

JAMPA/JAMMO

はじめに(社)行政情報システム研究所理事長 松田隆利氏より、オンライン化の対象とされている手続きのうち、約96%の手続きにつ

いてオンライン申請・届出が可能であること。平成22年までに50%以上を目標にしているが、アメリカ、韓国からは大きく遅れているのが現状である。オンライン化を普及させるには本格的な取組みが必要であるとの挨拶がありました。

[iais] ◀検索

## 電子政府の総合窓口 (e-Gov)

e-Govの特徴と主な機能の説明がありました。e-Govとは各府省の電子申請を一元的に受け付けるシステムで、平成19年10月現在、内閣府、警視庁、金融庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、環境省、及び防衛省の手続きについて可能になっている。

また、全府省のホームページ情報や法令、パブリック・コメント情報を検索することができる。

[e-Gov] ◀検索

## 商業登記に基づく電子認証制度

制度概要と電子証明書の取得方法、対応している主な行政手続きの紹介がありました。

紹介された中では税金、自動車保有関係、社会・労働保険、商業・法人登記、特許、電子入札など、ほとんどの行政機関の電子申請システムに対応しているとのことでした。

[法務省 商業登記] ◀検索

## 商業・法人登記のオンライン申請

オンライン申請についての概要と申請の方法(事前準備から処理状況の確認まで)についての説明がありました。平成19年10月1日現在、390庁で運用中です。

[商業 オンライン申請] ◀検索

## 国税電子申告・納税システム

-e-Tax- [e-Tax] ◀検索

## 地方税電子申告 -eLTAX-

[eLTAX] ◀検索

## 自動車保有関係手のワンストップサービス

[自動車保有関係] ◀検索

それぞれシステムの概要についての説明がありました。

## Pay-easy (ペイジー)

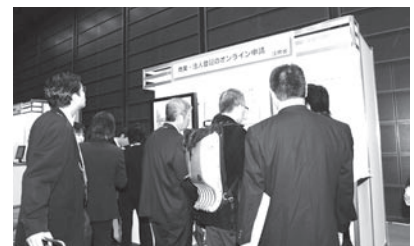
インターネットバンキング、モバイルバンキングを使用しているなら手続きは不要。「振込」とは違い、夜間・休日でも即日支払いが完了する。

また、一部を除き手数料は発生しない。取扱対象・金融機関も急激に増加している。

[ペイジー] ◀検索

モデル体験ブースでは各府省の発展協力により、プレゼンテーションのあったそれぞれのシステムにつき模擬体験ができ、各ブースとも担当者の丁寧な解説に多くの見学者が集まり、たいへんな盛況ぶりでした。

第2回の報告(2006年12月号)を読んでみると、内容的にそれほど変わりはないような感じを受けました。まだまだ、一般的に利用促進されていないのが現状のようです。アンケートの中で「オンライン申請が普及される要因は?」という問いに、代理申請の確立、手数料の減免、添付書類の簡略に○をつけてきました。



(取材 広報員 山本憲一)

# 広報最前線

石川

今回の広報最前線は石川会よりお届けいたします。

まずは先の「能登半島地震」に關しまして連合会をはじめ各ブロック、各単位会、さらには多くの会員の方々よりお見舞いいただき感謝いたします。

おかげさまで少しずつではありますが復興に向けて進んでおります。

## 「石川会って？」

まず、皆さんは石川と聞いてどんなイメージをお持ちでしょうか。

やっぱり「兼六園」、続いて能登から加賀までたくさんある「温泉」この2つはよく聞きます。

ほかには「食べ物(特に魚)がおいしい。」という声も頂いております。

また、一部のマニアな調査士の方からは「バニーガール発祥の地」や「焼肉地獄発祥の地」というありがたい? 声も頂いております。

そんな所にある石川会ですが、会員数は180名と全国的に見れば会員数の少ないほうの単位会です。

予算も人員も限られたなか、若手を中心にした広報部・会報編集室の皆でいろいろアイディアを出し合いながら楽しくやっております例年の事業としまして「新聞広告」「会報」「HP」を3本柱として活動しています。

## 「新聞広告」

とちかやちょうさしとは呼ばないで…

はじめに新聞広告に関してですが、石川会では土地家屋調査士に關しての制度広報の一環として毎年10月(土地月間)に新聞広告を行ってきました。

以前は1面全体の広告でありましたが、予算も足りないため会員有志より協賛を頂き、記名広告を出しておりました。

その後何年かは協賛を止め、会の予算のみで行い、下半分5段の広告を出していました。

これまでは広告の中で「土地家屋調査士」という資格の紹介や業務内容に關しての説明を、狭いスペースながら、うまく要約し掲載してきました。

がしかし、いざ自分で考えるとぜんぜんイメージがわいてきません…(涙)。

先輩広報部長のセンスにかなわない…と思いながら、なにか考えなきゃと思っていたころ、というよりほぼ忘れていた時期に、ある人に名刺を渡した時ですが、「とち…かや…? ちょうさしさん…?」といわれました。その瞬間です、ボクに「広告の神様」が降りてきました。

「お前の使命は「とちかおくちょうさし」とキッチリ呼ばれるように広報すること! なんだ」と言う

不動産表題登記の専門家  
「とちかおくちょうさし」  
境界トラブルの解決支援いたします

土地家屋調査士は、土地を囲む、人と社会のためにつくす「地蔵人」でありたいと思います。

- 土地を囲む
- 土地の境界を正確に把握し、境界トラブルの解決支援いたします。
- 境界トラブルの解決支援
- 境界トラブルの解決支援

境界トラブルの解決支援いたします。

石川県土地家屋調査士会  
境界問題相談センターししかわ

北国新聞掲載の広告

声が聞こえたように思いました(思い込みました)。

それにより、広告デザインも業務の説明等はほとんど省略し、ひらがなで「とちかおくちょうさし」と大きく見出しをつけました。

さらに回数に關してもこれまでのように大きな広告を1回だけ掲載するのではなく、小さくてもいいので何回も露出していこう。というコンセプトで広告代理店とも協議していきました。

このような経緯で今年の新聞広告を展開していております。

## 「会報」会報っているの?

次は会報に關してですが、石川会では年2回秋と春に「会報いしかわ」を発行しております。

正直に言うところまで私も「会報いしかわ」はパラパラとみてファイルに綴る。という人間でした(いままでの広報部長ごめんなさい)が、そんな人間がいきなり



会報いしかわ 151 号

作るほうになってしまいました。

会報編集室でこれまでの会報について協議しました。

他の委員も会報は流し読みする程度で、皆似たようなものです。そんな人間が集まりましたので、何故読まない、という問題点はポンポン出てきます。

出てくる意見は「堅い」「重い」「面白くない」さらに「事務連絡等は FAX やメールで十分。」

拳句の果てには、じゃあいらないの？という空気になりました。

しかし、よくよく考えると、情報伝達だけが会報の目的なのか？改めて考えるとそうでもありません、他会でもあえて調査士とは関係ない内容の広報誌(情報誌)を発行している単位会もあります。

予算があれば是非そういったものを発行していきたいとは思いますが、現実問題として石川会はどうすべきかを考えました。

さらには、冊子として発行することによって、お年を召した会員の方にも読んでもらえる等多くの利点もあります。

みんな問題点はたくさん出てくるのに改善案はまったく出てきま

せん。

またまたない知恵を絞っている時…そう、次は「会報の神様」が降りてきました。

私の頭の中に「会報いしかわを通じて会員間のつながり・絆を深めるべく内容にしよう！」というイメージがパッと浮かびました。

というのも、最初に述べましたが石川会は会員数約 180 名です、会員数は少ないのですが、横のつながり縦のつながりといった会員間のつながりが弱い！（気がします）。

「会報いしかわ」を通じて、そういったことを少しでも改善する事ができないのか？という事で会報編集室のみんなで考えて行きました。

図らずも前号が 150 号、キリのいい数字でもありましたし、広報部・編集室とも新しくなったことですし、今回から会報全体のリニューアルをしていくことを決めました。

かといってガラッと替えることも控え、構成はそのまま中身をやわらかくして行こうということで、例えば新役員の紹介にしても、今回は新役員の素顔に迫ると称してこれまでの堅いアンケートをもっとやわらかい楽しいものにシフトしました。

また今後も会員の素顔や家族の紹介を中心に持って行き、会員間で顔を合わせた時に、話すきっかけにでもなれば良いと思っています。

これとは別に事務連絡は会務通信の発行や HP・メール等を利用していく方向も検討しております。

## 「HP」

### 石川会のウイークポイント？

これはコンテンツが充実してないことに加え、登録している会員も少ないという、まるでデフレスパイラルのような状態になっております。

そんな状態でありましたので、まず自分たちが見たいもの、例えば「行事予定」「各文書」などのアップから始めました。

皆さんもご存知のとおり HP は情報流通手段としては大きな可能性を秘めています。しかしウイルス等の負の部分も少なからずあります。そういった点も含めてどのようにして上手く活用していくかを検討していきたいと思っております。

今後も少しずつ更新していく予定ですが、ここが今の石川会広報部の弱い所だと思っています。(ここだけではありませんが…)

が、今のところ「HP の神様」はまだ降りてきていませんので、申し訳ありませんがもう少しお待ちください。

### 「中部ブロック統一ユニフォーム」 中部から全国へ…

現在我々はこのユニフォームのことで頭がいっぱいです。

これは去年の中部ブロックの統一事業であります。「土地家屋調査士の知名度アップ」をねらいジャンパー・ポロシャツおよび帽子の 3 点に調査士ロゴをつけたものを作りました。

が、しかし注文数が少なく苦戦しております。まだ商品は届いていませんが、私はサンプルとして届いたものを会員に対しての PR としていつも着ています。

最初はちょっと恥ずかしかったのですが、だんだんマヒしてき



帽子 (2,100 円)



ポロシャツ (S~2L 1,800 円、3L 2,100 円)



ジャンパー (S~2L 4,600 円、3L・4L 5,100 円)

て?慣れてきました。今ではどこへ行くにも着ています。

皆さんぜひともこれを着て調査士の知名度アップにご協力を!

絶賛好評発売中!お問い合わせはお近くの中部ブロック広報担当者まで!!!

### 「土地家屋調査士の広報とは」

これは他会の方も書いておられましたが、私も会員一人一人は土地家屋調査士の看板を持っている「広報員」でもあると考えます。

これは会員に「宣伝せよ」というのではなく、会員一人一人が地震対策相談や境界問題センター等の社会貢献事業だけではなく、日常業務を誠実に執行していくことで依頼者・関係者に信頼され、さらには土地家屋調査士とい

う資格が理解されていきます、

この日頃の業務自体が広報活動の一環です。

会員と联合会・単位会が一体となり広報活動(会員は業務、会は広告のほかに社会貢献)をきっちりして行くことで、土地家屋調査士に対する理解度が深まり、社会に必要とされる。と私は信じております。

まとまりのない文章になりましたが石川会広報部事業の紹介は以上となります。今後とも広報部のみならず石川会をよろしく願いいたします。

### 「日調連親睦ゴルフ 石川大会」

最後になりますが、来年は日調連ゴルフが石川で開催されます!

来年8月30日・31日に開催されます日調連ゴルフは「小松カン

トリー」が戦場です。

このコースは今年からシニアツアーも開催されるようになった名コースです。

全国から腕に覚えのある強者。あるいはBM・飛び賞を狙う方や純粋にゴルフを楽しみたい方。

さらには、ゴルフはしないけど石川に遊びに行ってみたい。

という全ての方をお待ちしております。

ぜひとも皆さん石川県に来て下さい。

石川会一同お待ちしております!!!

石川県土地家屋調査士会  
広報部長 石野 芳治





# 世界自然遺産登録をめざす 「小笠原」

東京土地家屋調査士会 よつもと やすお  
四元 康夫

“東京都小笠原村”といっても、何処にあるのかご存じない方も多いかと思えます。

私もこの村に17年前初めて訪れるまでは、「遙か遠い南の島」という実感のともなわない漠然とした印象しか持っていませんでした。実際、朝の竹芝栈橋（東京）で、周りの大型船と比べると少し小振りな「おがさわら丸」という貨客船に乗りこみ、船底の二等客室で一昼夜、船酔いに苦しんだ後に、光あふれるコバルトブルーの海に奇跡のように点在する島々を目の前にしたとき、ただただ言葉を失ったことを今でも鮮明に憶えています。

小笠原諸島は、東京から1000 kmの南太平洋上に北から聳島列島、父島列島、母島列島、硫黄列島を構成して点在する30数島から成り立っています。これらの島々には一家一族ほどよい間隔で寄り添っている感じから、父、母、兄、弟、姉、妹、姪、孫などと家族的名称が付けられています。これらの名称は、幕府の調査隊（外国奉行水野忠徳一行）が1862年に、軍艦咸臨丸で小笠原を調査した際、命名したものだといわれています。

その中で現在、住民が居住する島は父島と母島、硫黄島には自衛隊が常駐しています。父島は人口約2000人、面積約24 km<sup>2</sup> 小笠原村の中心で、各種の行政機関の主たる窓口があります。母島は人口約500人、面積約20 km<sup>2</sup> 父島の

南約50 kmの位置に静かに浮かんでいます。本土との交通手段は船便しかなく、東京～父島間は定期船が概ね6日に1便運行されていて、所要時間は25時間30分です。父島～母島間は定期船が概ね週5便で所要時間は2時間10分です。

小笠原島民は太平洋戦争で大きな犠牲を払いました。

1944年、小笠原諸島の住民（6886人）は軍事徴用者（825人）を残し強制疎開させられました。「すぐに帰ってこれるから」と当局から言われ、着の身着のまま輸送船に乗せられたそうです。戦後、米軍統治下の1946年に欧米系旧島民（129人）だけが帰島を認められて、一般島民は1968年の日本返還まで帰島を認められませんでした。ここで言う欧米系旧島民というのは、1830年に入植した欧米人とハワイ住民等を起源とします。小笠原諸島が内務省の所管とされて、正式に日本領となったのは1876年で、欧米住民の入植から46年後のことです。

現在の小笠原島民は概ね次の様に分かれます、欧米系旧島民（戦後は米軍統治下の英語教育により育ちました）若しくは、戦前の住民で返還後帰島（本土での生活が長引いたため、帰島した方はわずかです）した旧島民あるいはその子孫、返還後新たに行政から派遣されたり、観光に来てそのまま居



オオガワラオオコウモリ（天然記念物）

着いて住民になった新島民（私もその1人です）及び、公共工事関係者などの一時滞在者です。このうちでも公務員の割合が多いのですが、それは島の主要産業が「官」に依存しているという事情からです。

政府策定の「小笠原諸島振興開発計画」に基づく公共工事が、島の経済の生命線となっています。近年はホエールウォッチング、ダイビングなどの観光業も台頭してきていますが、その観光も前述の、唯一の交通手段「おがさわら丸」の定員約1000人が上限となるのが実状です。これら住民の背景の違いから、それぞれの「小笠原」へのスタンスにも微妙な違いが生じています。

小笠原諸島はかつて一度も大陸と陸続きとなったことのない海洋島です。そのため風や海流などで運ばれた生物だけが独特の進化をとげているものが多く存在します。そのため、動植物学的にも貴重な地域とされ、オオガワラオオ



オオガワラオオコウモリ(天然記念物)の子供



ハハジマメグロ(特別天然記念物)の接触就眠の姿

コウモリ(天然記念物)、ハハジマメグロ(国の特別天然記念物)や、小笠原だけにしか生息しない植物固有種が数多く生息しています。いま小笠原諸島は、平成19年1月30日に日本政府が世界自然遺産登録候補地として「暫定リスト」を国連教育科学文化機関(ユネスコ)に提出しました。小笠原諸島の特異な生態系や生物多様性が高く評価されたからです。これから各種の審査等を経た3年後の平成22年の登録の実現を目指しています。

一方、入植以来人為的に島に持ち込まれたノヤギ(家畜)、グリーンアノール(ペット)、アカギ(燃料・建材)、白あり(持ち込み建材に寄生)などの移入種・外来種が定着し、固有の動植物を駆逐し、生態系に重大な影響を与えていて、世界遺産登録への大きな障害となっています。これら移入種・外来種の駆除・伐採などを中心とした固有種の保護、生態系の健全化が当面の大きな課題となっています。

今後、国立公園区域の見直しや森林生態系保護地域の新たな指定など規制を強化することが企図されています。

そこで、問題となるのは、村民生活や旧島民(不在地主など)の私権との調和です。小笠原の民有地は、明治13年に内務省父島出張所が定めた土地下渡検査心得により、開拓者(移住民など)に対して地券を発行して、同出張所に地券台帳を設けて土地所有の整理と帰属を定めました。その後、明治33年に小笠原島庁(明治19年開設)が土地整理準則、同丈量心得を定め土地整理事業を施行し、土地台帳及び付属図面(野取図、字限図)を備えました。現在の公図(一部の地域では地籍調査による地図が備わっています)は、この字限図によるものです。

先にも述べた様に戦争による混乱により不在地主(主に未帰還の旧島民)の割合が多く、境界確定を困難にするとともに民有地に生育する移入種・外来種などを立入

り駆除するにあたって大きな障害となりつつあります。

たとえば不在者地主の行方不明や死亡により数代にわたる相続人が多数いる場合で財産分与が確定していない場合などです。現在ごく僅かの一部の土地で、不在者財産管理人(民25条)の選任申立を行いその管理行為を通じて境界確定を行ったり、権限外行為の許可審判を経て公共団体が買収するなどの対処も試みられていますが、まだ大きな成果は得られていません。

また、航空路の開設による交通アクセスの改善は、返還以来の小笠原関係者の悲願であり、村の政策目標の中心となっています。航空路開設との整合性を図りながら世界自然遺産登録事務を進めることは、大きな矛盾をはらんでいるように思われます。

今後、島民の合意を形成していくことは、かなりの困難が予想される大きな課題とおもわれます。

## 10月17日

### 国際地籍学会会則の改正（案）に対する意見書提出についての打合せ

11月7日から韓国で開催の国際地籍学会の総会の議題として会則の改正案が上程される。出席を予定している大星副会長ほかと日本からの提案の素案を検討。

### 政策要望に関する説明

河野太郎・元法務副大臣を議員会館に訪問し、オンライン登記申請促進のための自民党司法制度調査会の中に立ち上げられたPTでの検討に関し、日調連のこれまでの取組と課題と考えていること、などについて意見交換をさせていただいた。

### 中間監査

連合会の事業執行と財務関係についての監査団による中間監査が行われている。監事の先生方から何点かのご指導をいただく。

### 遠藤財務副大臣との面談

財務省副大臣室に遠藤乙彦財務副大臣を訪問し、現在、国において編成作業中の来年度国家予算に関し、調査士の業務と関係の深い法14条地図作成事業、筆界特定制度への配慮方を陳情。韓国・大韓地籍公社広報担当部長申東顯氏と国際電話で国際地籍学会総会についての打合せ。

## 18日

### 鳩山邦夫法務大臣を表敬訪問

各副会長・専務理事・常務理事と共に法務大臣室に鳩山邦夫大臣を表敬。

鳩山大臣は、安倍内閣に続いて福田内閣でも引き続き法務大臣に就任されたが、土地の境界問題などについて大臣ご自身のご経験などを披露いただくなど、緊張の中にも得がたい時間を過ごさせていただいた。

### 第6回正副会長会議

当面の会務についての事務打合せのほか、午後か

ら予定されている第4回理事会の運営などについて協議。

### 公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会

夕刻から永田町の議員会館で開催された公明党・土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会に出席。規制改革関係、登記制度関係の政策要望をさせていただいた。山口那津男懇話会長、漆原良夫・前会長、白浜一良副会長ほか同党の幹部議員にご出席いただいた。

## 18～19日

### 第4回理事会

理事会の進行ではすべての構成員の皆さんに積極的な発言をいただけるよう、心がけている。二日間の会議では進行中の連合会会務について各部・PTの枠を超えて様々な視点からの意見が出された。ADR特別研修の実施、CPDの構築、倫理規定への取り組み、登記基準点や地図作りへの新たな取り組みなど、多くの議題について白熱した議論が展開されたが、理事の皆さんの熱い思いが感じられる会議となった。

### 山形会寒河江支部による日調連見学会

19日午後、山形県土地家屋調査士会の寒河江支部（支部長荒木良市さん）の皆さんが支部研修の一環ということで、連合会会館を訪問された。景気のこと、新しい不動産登記法の運用のこと、支部運営のことなど、連合会の会務を預かる立場の私にとって、有益なお話をお聞きした。

終了後、広報部会はじめいくつかの会議に陪席させていただく。

## 20日

プライベートであるが、恵比寿駅に近い日仏会館で開催されたセミナーに出席。

この日のテーマは、墓地や墓所の権利関係に関心を持っている私にとって興味ある『日本・中国・フランス—葬儀と墓地の比較社会論』で、日・中・仏のそれぞれの国の研究者による研究発表の後、葬祭専門職業人の育成に携わる専門学校（がある

のです!)の先生が加わっての討論が終日行われた。各国の墓地・墓所の権利関係や、社会構造の変化に伴って大きく変わりつつあるという葬送儀礼の今昔など、興味深く拝聴した。

## 22日

### 前衆議院議員左藤章君を励まし育てる会

一昨年まで自民党土地家屋調査士制度議員連盟の事務局長としてお世話になった左藤章・前衆議院議員の激励会が大阪のホテルで開催され出席。古賀誠・平沼赳夫の両議員による国政報告などを拝聴。

## 24日~25日

### 連合会で会務処理・担当役員と打合せ

## 26日

### 第2回法務委員会

大阪会会館をお借りして、瀬口専務、倫理に関する検討PTの中村邦夫・高山吉正の両委員、井畑正敏法務委員長の皆さんと近く全国各ブロックに担当役員が出張してご意見をお聞きするに当たっての提示する規定案について協議。

## 27日

阪神・淡路大震災の被災現地で兵庫会の皆さんや阪神・淡路まちづくり支援機構の皆さんと復興活動のお手伝いを震災以来続けてきた。この日は、兵庫県震災復興研究センターが主宰するセミナーとして企画された『復興まちづくり検証／フィールドワーク』に参加。

寅さんの映画でおなじみの菅原市場など、大きな被害があった地域を含む長田地区の復興計画の中心となっている土地区画整理事業や市街地再開発事業の進捗状況を市民の生活復興の実態と対比して、そのミスマッチぶりを体感。改めて大災害の被災地を復興する作業の難しさなどを勉強させていただいた。

## 29日

### 衆議院議員谷畑孝君を励ます会

谷畑孝・衆議院議員(自民党土地家屋調査士制度議員連盟副幹事長)の激励会が大阪市内のホテルで開催され、出席。

## 11月1日

### 第20回「塩崎恭久と明日を語る会 in 東京」

早朝8時から都内のホテルで自民党調査士制度議員連盟の塩崎恭久幹事長(前内閣官房長官)の国政報告会が開催され出席。

### 河井克行法務副大臣を表敬訪問

各副会長、常任理事の皆さん、井上全国調査士政治連盟会長ほかの皆さんと一緒に今次の内閣改造で法務副大臣にご就任の河井克行衆議院議員(広島選出)を副大臣室に訪問。調査士の制度と業務について幅広く意見交換をさせていただいた。

午後、規制改革関係ほかの案件について専務理事ほか役員の皆さんと打合せ。

## 2日

### 「土地家屋調査士の業務と制度」の出版に係る打合せ

大阪会(市原一勲会長)が学者の先生方のご協力を頂いて土地家屋調査士制度50周年記念出版として発刊した『土地家屋調査士の業務と制度(三省堂)』の改訂版を連合会研究所と大阪会の共同作業として取り組むことを計画している。

この日、関係役委員と共に出版社と日程や編集についての調整等、打合せ会を開催。

### モンゴル法整備支援調停研修における見学及び講義の受け入れ

日弁連国際交流室から協力依頼があったのを受けて、モンゴル国から派遣された同国の最高裁判所判事・調停人の皆さんに土地家屋調査士会の設置する境界ADRについて、その現場を視察いただくこととした。この日は神奈川県土地家屋調査士会のご協力を頂き『境界問題相談センターかながわ』で関延之会長はじめセンターの皆さんから『境界問題相談センターかながわ』の設立経過や現状などをお話いただいた後、質疑・調停室等の見学などをしていただいた。私も同席させていただきモンゴルの紛争解決の現場のお話などを拝聴し、勉強させていただいた。

### 参議院議員鶴保庸介君と明日の日本を語る会

夕刻大阪に戻り、鶴保庸介・参議院議員の国政報

告会に出席。鶴保議員に調査士の業務の現状と課題などをお話させていただく機会を得た。

### 3～4日

永年会員登録させていただいている日本土地法学会の年次総会・役員会・研究大会が広島大学・東千田キャンパスで開催され参加。今年の研究大会の主なテーマは『不動産の証券化が及ぼす不動産市場及び不動産価格の変化』と『資産の流動化と不動産の証券化の仕組み』で、不動産鑑定士の方や学者の先生方の興味深い発表や討論が展開された。

会場で古くからの友人であり、著名な不動産経済アナリストとして全国を舞台に大活躍中の土地家屋調査士・西村和芳さん（福岡会会員）にお会いし、楽しいお話もお聞きした。

### 7～9日

**第6回国際地籍シンポジウム予備会議（韓国）**  
来年韓国で開催を予定している第6回国際地籍シンポジウムの準備会議を兼ねた国際地籍学会の年次総会が韓国・プサンで開催された。大星副会長、藤木常任理事、南城制度対策本部委員（国際交流担当）の皆さんと出席。台湾の地籍学会から出席のウー会長ほかの皆さん、韓国・大韓地籍公社郭理事ほか韓国の学会の皆さんと会議。来年のシンポジウムの準備の案件のほか、各国から会則の見直し案が提示され協議。2日目は早朝から時間オーバーして夕刻遅くまで議論が展開される等、中身の濃い会議となる。私は2005年7月から今年6月までの2年間、国際地籍学会会長職を務めさせていただいたが、会議の終わりに次期会長に選任された韓国の郭正完氏に次期会長選任証書をお渡しして、会長職の引継ぎを完了した。

### 14日

#### 自由民主党オンライン登記検討PT

オンラインによる不動産登記申請の現状と促進のための課題を検討するとして、自民党政務調査会・司法制度調査会に設置されたオンライン検討PT（座長・杉浦正健元法務大臣、事務局長・河野太郎元法務副大臣）は4回目の会議を開催し、担当

役員の皆さんと一緒に参席。この日は、全国銀行協会の担当委員の方と現場実務としてオンライン申請を多く手がけておられる女性司法書士からのヒアリング。このところ、登記識別情報制度の運用改善が中心議題となっている。次回は表示に関する登記とオンライン申請について日調連がヒアリングを受けることとなっている。

終了後連合会館で下川副会長ほか関係役員と次回会議のプレゼンテーションの内容等について協議。

### 15日

#### 不動産流動化フォーラム「民間競売の法と経済分析」

近時、関係者の関心を集めている『民間競売制度の創設』の研究会を都内で開催する、との案内を友人でありこの企画の主催者である不動産鑑定士から頂いた。競売における不動産の物件特定のための調査書の作成などでは、土地家屋調査士にも少なからず関係があると思われる分野もあると考え、参加させていただいた。この日は、法務省の競売制度研究会の委員としてご活躍の政策研究大学大学院の久米良昭教授による『民間競売の法と経済分析』と題する講演と参加者と教授の質疑応答が展開された。久米教授からはアメリカ各州における民間競売制度の実情を中心に詳細に報告され、多くの示唆を頂いた。

## 鳥取会

### 「交 点」



鳥取会会報「方位」第120号

#### 改正建築基準法の影響

先日新聞の一行に目を留められた。「改正建築基準法が景気を悪くする」というものだ。偽装問題により審査、罰則が強化され、さまざまな影響を及ぼしているというものだが、その中に不動産の重要事項告知義務違反についての罰則も挙げられていた。宅地建物取引業者は相手方等の判断に影響を及ぼすこととなる一定の重要事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならないが、これに違反した場合、懲役1年、罰金50万円だったものが、懲役2年、罰則300万に強化されているというものだ。

これを我々調査士はどう受け止めるか？調査士の需要が高まり業務拡大につながる？責任が多となり係争に巻き込まれやすく、重苦しい業務として試験受験者のように衰退していく？このどちらになるのかは我々調査士が自分の職責を考え答えを出していくことだろう。

江 澤

#### 釣りとの出会い

皆さんは、釣りの中にヘラブナ釣りというジャンルがあるのをご存知でしょうか？私は、ヘラブナ釣りとおおよそ20年を過ぎると思います。元来魚はあまり好きではなかったため、子供の頃に唱歌「ふるさと」のごとく家

の近くで川釣りをしていた頃以来、釣りからは遠ざかっていました。

20代の中頃、私は今とは全く異なる業種でサラリーマンをしていたのですが、同じ会社の先輩からよくヘラブナ釣りの誘いを受けていました。その度にゴルフの方が面白そうとか、釣り上げる行為は残酷だとか言って何とか言い逃れをしていたのですが、とうとう断りきれなくなり遂に釣行することになりました。

当日、釣りには申し分のないコンディションだったと思います。ドライブ気分も兼ねて兵庫県の先輩のリサーチによる絶対にハズレのない(?)池へと向かいました。

仕掛けも餌も全く分からないため全部セットしてもらい、いよいよスタートです。若干のアドバイスを受けながら竿を振っているとやがて、スゴイ！釣れるではありませんか。一度釣れると群れが集まっているらしく次々とヒットしていきます。夕刻、結果はあろうことか私の方が先輩よりも数多く釣っていました。まさに絵に描いたようなビギナーズラックでした。こうなると面白くない訳がありません。この奇跡的な経験により私はすっかりヘラブナ釣りに夢中になってしまいました。

以後今日まで、相変わらず魚はあまり食べませんが、このヘラブナ釣りを足掛かりにバスフィッシングや磯での投釣りなどバリエーションを広げ楽しんできました。

ただ、最近ではつい多忙に振り

回され、ほとんど出かけることがなくなっていたのですが、今夏、ふとしたきっかけで久しぶりにヘラブナ釣りを楽しみました。とても懐かしく、まるで古い友人に再会したような嬉しさがありました。

現在40代半ば、仕事や家庭、地域の活動などなかなか時間が作れない毎日ですが、生涯の大事な友として釣りと、特にヘラブナ釣りとは付き合っていきたいと思っています。

中部支部 森本

#### 自動車での移動の件

土地家屋調査士は自動車で移動することの多い仕事です。ですから、いろいろおかしな運転をする車を目にします。最近気になって仕方のないのは、信号が赤で一旦停止の時、前の車と車間距離を車一台分はゆうに取り、停まってしまう車です。当然その車が先頭車両の場合は、停止線から車一台分はゆうに取り停まってしまう訳です。何故こいつらはそういうことをするのか。中には信号が変わるまでにノロノロ、またノロノロと動いて行って、その車の後ろに行儀よく停まっていた僕の車が恰もそいつの車みたいに、車一台分ゆうに空けて停まってしまった車になってしまう場合すらあります。そんな時は、慌てて、そいつの車の後ろに行儀よく停めて周りのドライバーに、前の車との違いをアピールしたりします。何故か負けたような気持ちになり自分が悲しくなるのです。僕の後ろの車が悠然とし動かない時は、自分のセコさに負けた様な気持ちになるのです。まったく、迷惑な話です。

調査士の皆さん、行儀のよい運転を心がけ、正しいマナーある運転の普及にご協力下さい。

A.K

# LOOK NOW

## 第6回国際地籍学会予備会議 IN 釜山

日本、韓国、台湾という東アジア3地域から地籍に関わる実務者が集まる国際地籍学会予備会議が本年11月7、8、9日の3日間にわたり、韓国釜山雲台グランドホテルで開催された。第5回国際地籍学会が昨年11月、京都・宝ヶ池国際会議場において一堂に会し、約2,500名の参加の下、盛大に開かれ、京都宣言を採択したことは記憶に新しい。この国際会議は、3地域の持ち回りで、2年に1回開催される運びで、次回は韓国において2008年に開催される。今回の会議はこの会議の準備打合せを目的として開かれた。

この会議の正式名称は、国際地籍学会、また英語名称を International Society of Cadastre (ISOC) としている(会則2004.06.09修正版第1条)。その目的は、会員国間の協力と友好を促進し、地籍・調査・測量など多目的の土地に関する情報交換を行い、地籍学の科学技術と実務の発展を促進する(同第2条)とされる。1998年第1回台湾開催を皮切りに、以後日本、韓国の順に送られ、本年は、はざまの年にあたるが、節目の10年を向かえ、確実にその成果を積み上げてきた。毎回、開催地の国・地域における緊急課題が主題になり、開催地の特色とその時期の東アジア地域における地籍に関する緊潔の主題を前面に打ち出した運営がなされてきた。参加者は、この会議を自らの全般的な地籍制度の長所と短所を他の参加者の制度のうちに反照し、将来の進むべき制度の目標像を明確にする絶好の機会としてきたといえる。例えば、日本の東京で行われた2000年第2回会議は、これまで唯一、中国本土からの参加があったことは記憶されているし、平成地籍整備、土地の境界紛争の裁判外解決制度の模索など、現在のオンライン申請制度導入、筆界特定制度や境界紛争解決制度(ADR)の創設などに結実した重要な主題が取り上げられていた。2003年韓国にお

る第3回会議は、LIS、GISなど地図の電子化及びそのシステムの構築が主要な主題として取り上げられ、大韓地籍公社の成果が披露され、2004年第4回台湾会議では、GPSなどの最新測量技術の地籍への応用技術が主題とされ、

日本統治時代に作成された旧公図の効率的なデジタル地図への移行手法に焦点が当てられていた。第5回京都会議においては、オンライン申請制度の導入、筆界特定制度、ADRなど新制度を確立し新たな段階に入った日本の地籍制度の充実に向けて、「民活と各省庁による地籍整備」事業などに象徴される情報化社会における新たな地籍業務環境において、表示に関する登記制度の着実な発展とその真の担い手となる土地家屋調査士制度の再構築と持続的発展が取り上げられ、民間の資格者の果たすべき役割と、地籍情報を効率的に運用管理するための地籍学の設立精神が京都宣言に盛り込まれた。

第6回会議は、いかなる会議になるか、これまでの会議の作りこみは開催地の手にゆだねられてきたことから、今回の予備会議はその動向を占う深いものであった。予備会議は、日本土地家屋調査士会連合会、台湾地籍測量学会、大韓地籍公社3組織から構成され、日本から、松岡直武日本土地家屋調査士会連合会会長、大星正嗣同副会長、藤木政和同常任理事、南城正剛同制度対策委員、台湾から、ウ・ワンシン台湾地籍測量学会理事長(以下、呉理事長)、ソン・テフ同理事(前理事長、以下、曾学会名誉会長)、ソン・ヤオシン同秘書(以下、曾秘書)、韓国からイ・ソンファ行政自治部事務官(以下、李事務官)、カク・チョンワン大韓地籍公社事業理事(以下、郭事業理事)、キム・テフン同事業開発



チーム長(以下、金事業開発チーム長)の10名が出席した。なお、シン・ドンヒョン同部長(以下、申部長)、クウォン・チュンイル課長(以下、権課長)、パク・ジョンイル同代理(以下、朴代理)、クウォン・イリョク代理(権代理)の4名の大韓公社社員が会議の進行のスタッフとして同席した。8日の本会議に先立ち7日の夕刻、歓迎会が開かれ、昨年京都会議に会員国韓国代表として来日された宋鎬龍氏が歓迎の挨拶に立たれ、日本の松岡会長、台湾から呉理事長が応礼の言葉を述べられた。

8日の本会議は、申部長が司会を務め、韓国語を介した日本語通訳、中国語通訳の2名の逐次通訳で進められ、6案件が審議された。会議は、まず、会員国韓国(会則第6条)の代表が宋氏から郭事業理事に11月1日を以って交替されたことが報告された。会則5条により、松岡連合会会長が国際地籍学会会長を退任され、名誉会長就任を承認されるとともに、郭事業理事長の新就任が了承され、松岡連合会会長から認証状及び会長の印章(会則第9条)が郭事業理事に手渡す引継ぎ式が執り行われた。なお、会則5条に関して、国際地籍学会会長の就任時期につき、韓国側に総会終了時との誤解があり、今回の韓国代表交替は、第5条本文後段「会長がその任務を遂行できなくなった場合、会長が所属する会員国は代理の会長を選出してその任期を満了させる」に該当するとして提案されたが、学会当初から関



国際地籍学会会長の認証状及び会長の印章の引継ぎ



左から台湾地籍測量学会ウ・ワンシン理事長、大韓地籍公社カク・チョンワン事業理事、日本土地家屋調査士会連合会松岡直武会長、台湾地積測量学会ソン・テフ前理事長



会議の様子

てこられた松岡連合会会長、曾学会名誉会長の説明により会長就任時期は、総会の前後1年とすることが確認され、韓国側もこれを了解するという審議経緯があった。

第2案件は、来年の韓国における総会と同時開催されるシンポジウムの構成に関するものである。シンポジウムを3分科会で構成し、主題をそれぞれ、第一分科会「地籍制度、地籍関連法、地籍行政など」、第二分科会「地籍測量、GPS、航空写真測量など」、第三分科会「GIS、LISなどのシステム分野」とし、分科会ごとに司会1名、パネラー3名とし、各分科会パネラー韓国2名、外国1名とする提案がだされた。その趣旨は、共通の主題を議論し、シンポジウムの専門性を高めようというものであり、今回のシンポジウムの運営の方法についての協議という観点のほか、この3分科会制を今後固定して学会の地籍学の体系を構築して、議論・研究論文を高めていこうとする観点から意見が出された。この後者の観点から、日本の藤木常任理事は、同種の国際組織FIGの分科会構成を参考にし、その整合性を考えることにより、この会議も地籍学の標準を作り出すことに貢献できるのではないかと提案がされたが、実際上の運営を考えると10分科会は規模的に無理があるとの理由から、今回は、3分科会構成で運営することに3国が同意した。

第3案件は、論文募集及び発表についてである。この募集方式も、第2案を踏まえ、3分科会構成とし、1論文につき発表時間25分、1日8ないし10篇という提案がなされた。

これに対して日本の松岡連合会会長から、質疑応答の時間確保、3ヶ国語逐次通訳のための時間の確保が指摘された。台湾側から同時通訳の提案がなされたが、費用の面を考えると開催者に多大の負担をかけることから、同時通訳はあきらめざるを得ないとの結論になり、1論文15分に短縮することで対応することが検討された。

第4案件は広報ブースの運営方法について提案があり、参加組織に限って無償提供するということが確認された。ただし、展示費用は、展示者の負担とすることが確認された。

第5案は、東南アジア地籍関連機関及び団体の参加について韓国から打診があった。近年、韓国は、東南アジアに地籍業務の海外協力を行っており、このつながりから、2007年ニュージーランドで開催された東南アジア測量士連盟の会議の参加国に、国際地籍学会への参加を打診したが、その参加希望者に次回国際地籍学会への参加を要請し、この測量士連盟との合同セミナーを毎年、開催することとする提案がなされた。これに対して、日本の松岡会長から、ベトナム、カンボジアなどの東南アジア地域は、3国の東アジア地域とは異なる地籍整備の事情があり、この地域について学べるのは、非常に参考になることで、参加要請することは賛成であるが、しかし参加費用の問題、また、地域の定義など解決すべき問題があるという指摘がなされた。また、台湾からは、従来の運営は、開催者にその方針をゆだねることが原則であり、今回もそれに

従ってはという発言があった。これらを受けて、韓国側から、3国に諮って合意を取った上で企画を実行することを確認した。

第6案件は、会則変更について日本の南城制度対策委員から提案及び提案理由が説明された。その項目は、費用負担の明記、総会構成員の明記、分科会の主催の会則化である。その趣旨は、次回で開催持ち回りは二巡し、また、本年で10年という一区切りを迎えたこの時点でこれまでを振りかえってみると、第一の目標である友好関係の樹立という目標は定着しつつあるといえる。今後、学会本来の研究の充実のための工夫をすべきである。そこで開催費用は、今まで開催者に大きな負担がかかっていることから、会員個人から会費を徴収するという規定を設けること、また、研究を更に進化させるために、第2、3案で韓国から提案された分科会の主題を会則に盛り込むことなどが説明された。これに対して、台湾の呉理事長から、台湾の地籍測量学会は、民間で構成しており、費用捻出に苦慮しており、この提案は、持ち帰り検討する必要があると表明された。この事情は、おおよそ日本自身にもあるということが表明され、会則変更案は今後の検討課題とすることになった。

会議終了後、韓国側の計らいで、釜山湾の遊覧、夕食会に全員参加し友誼を暖め、来年の韓国での再会を誓った。翌9日は、会議プログラムに組み込まれていた慶州観光ツアーに台湾からの出席者は参加したが、日本からの出席者は、多忙を理由に帰路についた。



# 一年を振り返って

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会長 鈴木 洋美



「理非曲直」。自身の事務所経営を含め真剣に考えさせられた1年でありました。公嘱協会においては、規制改革・緩和政策、公共調達業務の適正化に基づく競争の導入、公益法人制度改革などなど。

この1年間、各ブロック協議会総会に出席し、これらのことで、組織の牽引役を承引されている各公嘱協会の役員が大変なご苦勞をなされている姿を目の当たりにして参りました。

これまでの21年間、先人達が築き上げてきた「不特定多数の国民の利益のために」。この前提が崩れつつある。或いは、崩れ去ったのかもしれないとの思いを致しております。

ある学者が公益法人改革立法に基づき、公嘱協会の行く末を憂慮して論駁している誌面（規制改革・緩和政策、公共調達業務の適正化に基づく競争の導入を含む）を拝見致しました。公嘱協会の現状を憂い、“今でも遅すぎる”として論評を展開しております。

個別に論弁することは差し控えますが、私どもはこれまで決して手を拱いていた訳ではありません。

平成16年2月開催の研修会では、財団法人公益法人協会太田達男理事長から「公益法人制度の改革について」と題しての講演

平成16年6月開催の定時総会では、桐蔭横浜大学法科大学院清水湛教授から「公共嘱託登記制度の将来展望について」と題しての講演

平成16年11月開催した研修会では、当時非営利法人ワーキンググループ委員で早稲田大学大学院法務研究科山野目章夫教授から「公益法人制度改革の動向」と題しての講演

平成17年2月開催した研修会では、当時内閣官房公益法人制度改革推進担当室野口宣大法人制度企画調査官から「公益法人制度改革の今後の動向について」と題しての講演

平成17年11月開催した研修会では、早稲田大学大学院法務研究科山野目章夫教授から「公共嘱託登記土地家屋調査士協会の非営利法人への移行とこれに伴う関係法令の改正について」と題しての講演

平成18年2月開催した研修会では、加藤紘一衆議院議員から「政治家の視点からの公益法人制度改革について」と題しての講演

平成19年2月開催した研修会では、非営利法人総合研究所（NPO総研）福島達也主任研究員から「公益法人制度改革関連三法案の成立と公益性のある社団法人へ移行する際の問題点と対応策について」と題しての講演

平成19年11月19日開催予定の研修会では、内閣府公益認定等委員会事務局に対し「公益法人制度改革について」と題しての講演を要請しております。

私どもは、その時々々のタイムリーな情報の下、諸説まちまちではありましたが研修を実施し参考にご供しており、ご指摘の点は当たらないものと思料致します。

本年9月7日に政令・内閣府令が公布されましたが、余りにも抽象的で解釈に苦しむところです。私ども公嘱協会は、土地家屋調査士法第63条・64条で公嘱協会を設立すること、目的・名称・資格・理事の構成・業務の内容などなど、法律により規制されている特殊な法人であるにも拘らず、単に国等から補助金・助成金を交付されている公益法人等（公嘱協会は、構成員の会費のみで組織運営）と一律に論じられております。また、23項目ある公益認定事業においてもどの項目に該当するのか、或いは、該当しないのか曖昧のままです。

公嘱協会の将来を危惧していただけるなら、是非、公益認定法と土地家屋調査士法を対比した明快な高説をいただければ幸甚でございます。

私どもは過去に拘泥しているものではありません。ご指摘を真摯に受け止め、今後も不特定多数の国民の利益に叶う貢献をして参ります。

# ちょうさし俳壇

第271回



近江 水上 陽三  
籬田や晴雨も分つ閑ヶ原

ひよる長き焦翁の杖冷まじき  
翁の墓忘れしころに鳴る添水  
龍淵に潜み閑伽井の噴き止まず  
わが骨の撒かるるもよし鳩の湖

雑詠

水上陽三選

岐阜 深谷健吾

かりがねの棹のときにはしなひけり  
生まれては消ゆる噂と秋の空  
職退きてひたすら菊を作りけり  
おひねりの子役にとびて村芝居  
山装ふ谷の混浴露天風呂

岐阜 堀越貞有

見覚えのある花模様案山子立つ  
おほかたは似たかたちして衣被  
金木屋思はぬところに風の道  
新松子新弟子連れて庭師来る  
柿農家に嫁ぎし人より柿届く

東京 黒沢利久

都鳥言問橋の辺りより  
鱒雲船の出を待つ隅田川  
墨堤を妻と歩くや神無月  
道問うて桜紅葉の川の辺に  
小菊咲く相続の家測りをり

愛知 清水正明

重層の天守の影を踏む花野  
木の実落つ地との交はり深めつつ

朴葉味噌焼く香に飛驒の秋深む  
朝霧の晴れて展がる川中島  
峡の陽を庭に引き寄せ豆を打つ

茨城 島田 操

捨てられし田畑の黙や花芒  
炭焼の煙り一条郷温し  
青空を庭に拵げて大根干す  
大根を洗う小流れ濁しつ  
登高や腹拵への力蕎麦

埼玉 井上晃一

鮒釣の知らせ来るころ赤とんぼ  
釣りの場の暫く翳る秋の雲  
ツーリング木屋の香をよぎりけり

今月の作品から

水上陽三

今月は投稿作品に触れる前に、かつて本欄に投稿されていたいわば常連の一人であった兵庫会の富田寿氏の快挙に触れたい。

富田 寿

角切られ遠目の鹿となりけり

上掲作品が、今年度の全国俳句大会の大会賞六句の内選ばれた。この大会は、俳人協会主催で行われるもので俳人協会会員のほか一般公募作品の中から選ばれる。今年度は応募総数一四八五二句の中から十一名の予選者によって少なくとも三句以上の目を通して予選し残った一五七七句を予選通過作品として、現全国俳句結社を網羅した主催者等四十三名の選者が、特選三句・入選二十句を選び合計得点の多い作品から大会賞六句・大会秀逸賞七句が選ばれたの

である。俳句は誰もが共通の土俵で作品の優劣を競っているものであり、かかる榮譽を担われた氏の精進を称えるとともに心からお祝いを申し上げます。  
今月の作品の中から二三感想を述べることにする。

深谷健吾

かりがねの棹のときにはしなひけり  
雁の棹は一矢乱れぬ整然たるものというのが常識であるが、時に乱れてしなうこともあろう。その乱れに着目したのがこの句の焦点となっている。作者のどうしたことであろうという驚きと思ひ巡らす杞憂をしのぶことができる。

堀越貞有

見覚えのある花模様案山子立つ

大規模の田園には見掛けなくなった案山子であるが、山村などの小規模の田園には昔ながらの案山子を見掛けることができる。作品の景も住家に近い小規模の田園であろう。案山子の羽織っている着物の花模様は自宅の或いは近所の家の娘の羽織っていたのを見たような気がするというのがのである。そこはかたない郷愁を誘う。

黒沢利久

都鳥言問橋の辺りより

業平の「名にしおはばいざ言問はん都鳥わが思ふ人は在りやなしやと」の歌が思い出される。この歌の本来取りのような作品で新鮮味が乏しいと言え言える。しかし、調子がよいので挙げた。

清水正明

峡の陽を庭に引き寄せ豆を打つ

陽射しは人為的に引き寄せることなど出来ないのだが、山峡の短い日を可能な限り有効に使うとす願いが、引き寄せという語彙をもたらししたのである。そこに詩があるのである。

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 登録者は次のとおりです。

平成 19 年 10 月 1 日付  
 東京 7456 伊東 信彦 茨城 1375 吉原 嗣夫  
 大阪 3008 篠木 力 大阪 3009 福本 恒久  
 愛知 2650 岩間 一浩 愛知 2651 磯崎 剛史  
 岐阜 1176 辻 耕一  
 平成 19 年 10 月 10 日付  
 東京 7457 栗林 誠 千葉 2018 工藤 貴弘  
 京都 787 小森 彰 山形 1206 大澤 仁  
 平成 19 年 10 月 22 日付  
 東京 7459 新井 照雄 神奈川 2780 小曾根浩之  
 千葉 2019 樋口 章 千葉 2020 藤崎 修一  
 青森 740 山野内 誠

## 登録取消し者は次のとおりです。

平成 19 年 7 月 6 日付 栃木 205 小林 茂樹  
 平成 19 年 7 月 18 日付 福岡 1191 平島庸之典  
 平成 19 年 8 月 13 日付 神奈川 473 二宮 優  
 平成 19 年 8 月 22 日付 福岡 658 島添 政男  
 平成 19 年 8 月 23 日付  
 埼玉 1670 方波見清守 愛知 1700 小野 政範  
 平成 19 年 8 月 30 日付 神奈川 2534 平居 洋一  
 平成 19 年 8 月 31 日付 東京 4979 田中 敏夫  
 平成 19 年 9 月 1 日付 東京 6476 田畑 寛三  
 平成 19 年 9 月 8 日付 山形 947 荒井 昭  
 平成 19 年 9 月 10 日付 埼玉 1351 長谷部 攻  
 平成 19 年 9 月 11 日付 新潟 1758 宅間 徹  
 平成 19 年 9 月 17 日付 愛知 1480 清水 勇  
 平成 19 年 9 月 25 日付 静岡 1164 井上 幹  
 平成 19 年 9 月 27 日付 大阪 2285 田口 直樹  
 平成 19 年 10 月 1 日付  
 東京 491 竹下 孝雄 東京 4945 羽場 左近  
 東京 6025 稲本 和子 東京 6833 田野真理子  
 東京 6866 内木みち子 埼玉 1538 鈴木 進吾  
 埼玉 1573 犬竹 志朗 埼玉 1784 神尾 明  
 埼玉 2026 佃 恵美 埼玉 2158 権頭 正樹  
 千葉 770 石井 欣示 千葉 1429 秋山 弘  
 静岡 661 小關真子登 大阪 2055 山段 修  
 大阪 2259 木村 信夫 京都 624 林 立美  
 和歌山 349 杉山 敬昭 愛知 636 奥山 政夫  
 愛知 1242 佐藤佐太郎 愛知 1544 西川 勤也  
 愛知 1706 玉城 重男 三重 234 松岡 肇

島根 381 三谷 忠義 福岡 670 石川 泉  
 大分 759 濱田 志乃 熊本 1022 渡邊 康利  
 沖縄 30 新城 啓功 札幌 629 深沢 義武  
 徳島 214 中岡 廣成 愛媛 696 福井 重光  
 愛媛 758 竹内 和生

### 平成 19 年 10 月 10 日付

東京 2223 板垣 善久 東京 5447 森本 崇  
 東京 6258 佐々木英夫 東京 6795 田村 英邦  
 東京 7103 吉澤 正二 東京 7282 宮崎 節雄  
 神奈川 1948 栗山 保 神奈川 2767 樋口 洋二  
 埼玉 861 石島 昌幸 埼玉 1004 大澤 仁一  
 埼玉 1533 戸塚 武志 埼玉 2171 磯崎 文夫  
 千葉 137 加瀬平四郎 千葉 1015 伊藤 文雄  
 千葉 1050 中野 裕弘 千葉 1886 伊嶋 正一  
 茨城 515 鬼澤 正智 栃木 317 田代 松雄  
 群馬 550 高橋 薫 静岡 987 小林 隆  
 静岡 990 遠藤 久男 静岡 1106 山本 道男  
 長野 232 田中 靖人 長野 233 上條 秀樹  
 長野 2424 板倉 重史 新潟 2110 上條 圭  
 大阪 2157 木村 純一 大阪 2727 山口 淑則  
 京都 512 黒野 昭治 京都 614 橋本 正夫  
 兵庫 997 下江 祥介 三重 118 坂井 久郎  
 福井 173 野崎 嵩 広島 1382 岩田 昭  
 鳥取 393 三木 由郎 福岡 1102 日野 文哉  
 熊本 783 後藤 和生 鹿児島 3 柳 秋徳  
 鹿児島 650 小川 健一 鹿児島 714 花田 一見  
 宮崎 482 渡会 義博 宮城 663 鈴木 卓哉  
 札幌 312 小岩 圭 函館 137 伊藤 進  
 釧路 266 宅原 征二 徳島 160 原田 幸男  
 徳島 319 吉田 正敏 高知 619 大崎雄次郎

### 平成 19 年 10 月 22 日付

東京 819 鈴木 英治 東京 1259 田中 勇  
 東京 4294 土田 忠 東京 4860 鈴木 敬幸  
 東京 5403 黒田 静男 東京 6438 宮本 雄介  
 神奈川 2506 清水 強 神奈川 2613 佐藤 礼子  
 埼玉 390 小田 光雄 茨城 994 森 誠  
 栃木 678 手塚 恵一 新潟 1607 関 孝喜  
 大阪 1107 鈴木 成 滋賀 346 東野 和人  
 愛知 1402 杉浦 章允 愛知 2387 鈴木 悟史  
 愛知 2454 中野 允 三重 740 木下 智樹  
 富山 35 高田 文明 熊本 1107 松村 弘信  
 鹿児島 411 上坪 操 札幌 922 村上 千慶  
 愛媛 339 伊藤 福市

**10月  
16日**第1回調測要領委員会  
〈協議事項〉

1. 調査・測量実施要領の抜本的見直しについて
2. その他

第1回業務統計等検討会  
〈協議事項〉

1. 今後の検討会の運営方針等について
2. その他

**18日**第6回正副会長会議  
〈協議事項〉

1. 第4回理事会の運営等について
2. その他

**18～19日**第4回理事会  
〈審議事項〉

1. ブロック協議会・総務担当者会同について
  2. 第3回土地家屋調査士特別研修における基礎研修録画収録の契約について
  3. 第2次筆界特定制度対応PTの組成について
  4. 日調連ADRセンター担当者会同（仮称）の開催及び日調連ADRセンターの運用等について
- 〈協議事項〉
1. 不動産登記規則第93条不動産調査報告書に関するアンケートについて
  2. 街区基準点に関するアンケートについて
  3. 業務実態調査（事務所等の実態）の実施について
  4. 土地家屋調査士の業務と制度」の改訂について
  5. その他

## 第4回理事会業務監査

**19日**第3回財務部会  
〈協議議題〉

1. 平成19年度中間監査会の報告事項について
2. 連合会会費の検討について
3. 旅費支払い方法の変更について

**24日**第2回オンライン申請支援PT  
〈協議事項〉

1. オンライン登記申請サポート全体会議の開催について
2. オンライン登記申請に係る各ブロック出張について
3. XML土地所在図等作成ソフトの構築について
4. 認証局特別会計の試算及び平成22年以降の対応について
5. 自民党ヒアリングの対応について

**24～25日**

## 日調連特定認証局内部監査(RA局、IA局)

**25～26日**第3回土地家屋調査士特別研修 第1回教材作成委員会  
〈協議事項〉

1. 第4回以降の土地家屋調査士特別研修で使用する教材について
2. 第4回土地家屋調査士特別研修の教材作成日程について

**29日**第4回総務部会  
〈協議事項〉

1. 平成19年度ブロック協議会 総務担当者会同の対応について
2. その他

第3回業務部会  
〈協議議題〉

1. 各種アンケートについて
2. その他

**30日**

## 第2回聴聞

**31日**第4回広報部編集会議(電子会議)  
〈協議事項〉

1. 「未登記建物解消キャンペーン」の検討
2. 会報について
3. 雑誌広告掲載の検討
4. その他
5. 次回会議の日程について

**11月****1日**第2回日調連ADRセンター会議  
〈協議事項〉

1. ADR担当者会同の開催について
2. ADRに関するアンケートの実施について
3. その他

**7日**

## 第2回教材作成委員会

## 第1回考査問題検討委員会

**14日**14条地図作成作業規程対応PT会議  
〈協議事項〉

1. 14条地図作成作業規程の改訂について

**14～15日**第4回財務部会  
〈協議議題〉

1. 連合会会費の検討について
2. 旅費支払い方法の変更について
3. 平成19年度中間監査報告書について
4. 平成20年度財務部事業計画案と予算編成のスケジュールについて

お知らせ

土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について



次の土地家屋調査士会が標記法務大臣の団体指定を受けました。

○法務省告示第506号

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第1項第7号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成19年10月23日

法務大臣 鳩山邦夫

名称	主たる事務所
千葉県土地家屋調査士会	千葉市中央区中央港1丁目23番25号
茨城土地家屋調査士会	水戸市大足町1078番地の1
広島県土地家屋調査士会	広島市東区二葉の里1丁目2番44号

## ブロック新人研修開催公告

平成19年度ブロック新人研修を下記のとおり開催いたします。

### 近畿ブロック協議会

記

開催日時	平成20年2月9日(土)午前10時 開始 平成20年2月10日(日)午後5時 終了
開催場所	大阪府大阪市住之江区南港北1-7-50 「コスモスクエア国際交流センター」 電話 06-6614-8711
申込手続	
受付期間	所属調査士会事務局へお問い合わせください。
申込先	所属調査士会事務局
受講対象者	開催日において登録後1年に満たない調査士会会員 なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込み先までお問い合わせください。

告知板



# ブロック新人研修修了者

平成 19 年度関東ブロック協議会新人研修の修了者は以下のとおりです。

## 東京会 (36名)

小 山 忠 治	水 本 建 司
佐 藤 恒 秀	齊 藤 雄 雄
齋 藤 徹 徹	宮 寺 靖 靖
大 平 徹 徹	光 宗 太 郎
橋 本 昌 和	藤 枝 一 郎
鈴 木 弘 一	土 井 賢 太 郎
遠 藤 哲 哉	諏 訪 田 光 紀
上 原 敏 市	浮 島 康 裕
八 卷 和 幸	浅 賀 亮 二
川 村 健 健	小 川 貴 啓
若 山 誠 誠	津 村 浩 平
大 野 博 崇	萩 原 浩 之
土 屋 国 和	八 島 大 介
内 田 慎 一 郎	中 村 昭 彦
塚 田 貴 広	遠 藤 俊 樹
竹 内 篤 史	小 澤 敏 昭
田 村 悟 悟	柴 寄 霞 霞
宮 崎 裕 子	川 又 麻 希 子

## 茨城会 (10名)

鈴 木 輝 雄	刈 部 幸 男
上 野 孝 司	加 藤 静 雄
高 橋 琢 琢	大 久 保 勉
荻 野 英 晴	齋 藤 修 修
倉 持 健 一	菊 池 剛 剛

## 栃木会 (7名)

上 島 久 雄	松 崎 宇 一 朗
鹿 野 裕 史	鈴 木 毅 毅
佐 藤 統 統	蕪 原 史 夫
舘 野 擁 司	

## 群馬会 (10名)

吉 田 威 史	加 辺 建 一
片 山 昇 昇	太 田 雅 仁
吉 野 清 明	酒 井 直 樹
松 浦 博 樹	金 井 安 弘
清 水 千 恵 子	井 上 裕 紀

## 神奈川会 (16名)

目 黒 喜 平	松 澤 博 和
町 田 昌 吾	林 芳 弘
片 瀬 儀 龍	徳 中 寛 寛
川 島 克 巳	杉 山 雄 一
瀬 尾 誠 誠	竹 下 裕 一
嶺 岸 清 信	後 藤 宏 史
西 剛 志 志	長 瀬 隼 人
白 石 雅 晴	太 田 雅 人

## 静岡会 (20名)

田 邊 善 信	宮 本 均 均
宮 崎 辰 男	水 谷 拓 良
土 屋 康 雄	向 笠 昌 博
森 道 男 男	川 井 央 之
池 田 拓 人	市 川 和 彦
玉 井 宏 政	内 山 綱 良
石 谷 紀 幸	鈴 木 寛 征
塩 崎 貴 也	松 島 弘 明
荒 木 洋 平	遠 藤 宏 一
田 邊 匡 史	袴 田 梢 梢

## 埼玉会 (22名)

増 田 繁 繁	萩 原 龍 雄
矢 儀 正 就	落 合 昭 夫
田 中 晋 也	月 吉 利 夫
小 高 一 嘉	佐 藤 正 美
野 口 久 正	田 中 和 彦
橋 本 敦 史	高 橋 雅 城
安 部 大 輔	田 中 篤 篤
増 田 昌 幸	吉 澤 寛 寛
原 田 剛 剛	倉 持 理 宏
清 水 徳 隆	大 沼 徳 典
新 井 淳 一	遠 藤 文 文

## 山梨会 (2名)

宮 下 修 修	川 口 康 博
---------	---------

## 長野会 (9名)

若 槻 光 男	堀 内 幸 一
竹 澤 賢 治	山 川 涉 涉
大 内 一 之	久 保 智 則
小 池 純 平	宮 崎 正 志
南 百 瀬 元	

## 新潟会 (6名)

齋 藤 謙 治	柳 善 雄
竹 田 利 行	櫻 井 勝 志
齋 藤 竜 摩	平 岡 明

(順不同・敬称略)  
計 158 名

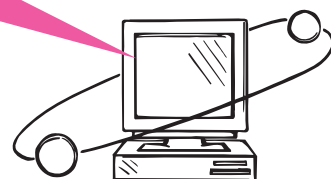
## 千葉会 (20名)

菅 原 常 夫	八 角 元 元
稲 垣 弘 治	石 井 静 雄
井 口 佐 多 夫	中 村 敏 彦
秋 元 孝 博	石 井 伸 浩
磯 野 義 和	伊 藤 芳 範
宇 佐 美 明	木 村 英 司
矢 口 俊 之	中 山 智 之
長 谷 川 豪	江 口 隆 晴
村 井 大 介	神 田 恭 介
田 邊 圭 圭	山 崎 貴 之

# 会員の広場を利活用ください

2003年2月17日から土地家屋調査士会員(以下「会員」)限定のホームページ「会員の広場」が再開されており、2007年11月1日現在で、約6600人の会員がID登録をしております。

土地家屋調査士制度改革期にある今では、リアルタイムな情報共有が望まれ、連合会としても、この会員の広場に「連合会の動き」や「制度に関する情報」等を掲載していきたいと考えますので、まだID登録をされていない会員におかれましては、会員の広場へアクセスするためのID等を次の要領で申請いただき、会員の広場を利活用ください。なお、IDの発行には2日～1週間程度かかります。

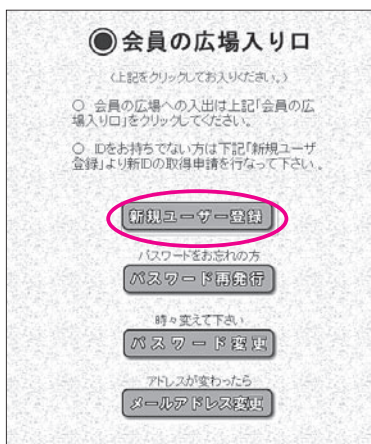


## 「会員の広場」ID申請方法

連合会 HP のトップページ  
(<http://www.chosashi.or.jp/>) から  
**「会員の広場」** をクリック



**「新規ユーザー登録」**  
ボタンをクリック



次のページへ



**「申込み」**  
ボタンをクリック

### 会員の広場利用規約


下記の規約に同意の上お申し込みください

(目的)  
第1条 本規約は、日本土地家屋調査士連合会（以下「管理人」という。）の管理・運営する会員の広場（以下「広場」という。）を、適正且つ安全及び秩序正しく運用することを目的として定める。

(定義)  
第2条 本規約において、以下の事項を定義する。  
(1) 内部  
内部とは、管理人、土地家屋調査士会及び土地家屋調査士会員をいう。  
(2) 外部  
外部とは、内部以外のことを用いる。  
(3) 会員の広場  
内部のみが利用できるホームページであり、以下に分類する。

① 会員への各種情報通信ページ  
② 会員専用掲示板（以下「掲示板」という。）  
会員専用掲示板は、土地家屋調査士間会員における秩序ある情報交換を目的とする。

www.chosashi.or.jp に接続



日調連「会員の広場」申込み

ユーザー名(U):

パスワード(P):

パスワードを記憶する(R)

このまま入力！

- ・ユーザー名：entry（半角）
- ・パスワード：chosashi（半角）

を入力してOK をクリック

◎連合会に申請  
申請画面に所要事項を記入し、連合会へ申請してください。おって、連合会からID等を申請時のメールアドレス宛に送信します。なお、ID発行には2日～1週間程度かかります。

### 「会員の広場」利用登録申請

※は入力必須項目です。

\*氏名(姓):  (全角漢字/例:日調連)

\*氏名(名):  (全角漢字/例:太郎)

\*フリガナ(姓):  (全角カナ/例:ニッチョウレン)

\*フリガナ(名):  (全角カナ/例:タロウ)

\*所属会:

\*登録番号:  (半角数字/4桁)  
(4桁未満の方は先頭に「0」を付けて4桁になるようにして下さい。例:34→0034、114→0114等)



# 土地境界基本実務Ⅴ 「境界鑑定Ⅴ(筆界の特定技法)」

## 発刊のお知らせ

平成18年7月31日刊行 A4判並製カバー装箱入 285頁 会員頒布価格2,000円(税込、送料込)

各位

土地境界基本実務叢書の続編、第Ⅴ巻「筆界の特定技法」を発刊しましたので、御案内いたします。

日本土地家屋調査士会連合会

### ■ 発刊に際して(抄) ■

日本土地家屋調査士会連合会

会長 松岡直武

日本土地家屋調査士会連合会は平成13年に土地境界基本実務叢書の具体的編集作業に着手し、Ⅰ部の境界鑑定(基本実務)を中心とした全4分冊の叢書編集を行い、Ⅱ部には「土地法制」、Ⅲ部には「地租改正報告」、Ⅳ部には「判例・先例要旨」とする図書を平成14年10月に発刊した。以後、連合会はこれらの図書を利用した土地境界基本実務(境界鑑定講座)研修を実施し、併せて各単位会においても継続した会員研修を実施することを要請し、境界の専門家としての専門的知識の習得に努めてきた。

平成16年6月18日には105年ぶりに不動産登記法が全面改正(法律第123号、平成16年6月18日公布、平成17年3月7日施行)され、続けてその直後の平成17年4月13日には法律第29号として「不動産登記法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、筆界特定制度の創設と土地家屋調査士法の一部改正による筆界特定の手続代理関係業務、土地の境界をめぐる民間紛争解決手続代理関係業務等が土地家屋調査士法第3条の業務に新たに加えられるに至った。(中略)

今回発刊する「土地境界基本実務Ⅴ」(筆界の特定技法)は、筆界特定の手続代理関係業務での代理人、筆界調査委員、あるいは民間紛争解決手続代理関係業務での代理人、鑑定人、補佐人、さらには裁判所における鑑定人として、事件をどのように読み取りどう理解するか、当該事件で当事者が求めている主張をどのような資料をもってどう分析し争点の整理をしていくのか、そしてどのような解決に結びつけていくのかなど、「土地境界基本実務Ⅰ」を基本とした筆界の特定技法をさらに深く掘り下げたものとして発刊するものである。

既発刊図書と共に各位の日常業務の一助となれば幸甚である。

## 境界鑑定V（筆界の特定技法）主な目次

### 第1章 筆界の特定技法

- 第1節 筆界の特定技法とは
- 第2節 筆界の特定技法と必要な諸能力
- 第3節 「筆界の特定要素」と「筆界の特定技法」のかかわり

### 第3章 特定技法の能力

- 第1節 調査技法
- 第2節 分析技法
- 第3節 判断技法
- 第4節 表現技法

### 第2章 筆界の特定要素

- 第1節 不動産登記法の求める筆界の特定要素とは
- 第2節 筆界の特定要素から得られる情報

### 第4章 事例から学ぶ

鑑定事例から「筆界の特定技法」を見る  
鑑定事例1～鑑定事例6

### ■ 土地境界基本実務叢書《既刊》の御案内 ■

- 土地境界基本実務Ⅰ 境界鑑定Ⅰ（基本実務）
- 土地境界基本実務Ⅱ 境界鑑定Ⅱ（土地法制）
- 土地境界基本実務Ⅲ 境界鑑定Ⅲ（地租改正報告）
- 土地境界基本実務Ⅳ 境界鑑定Ⅳ（判例・先例要旨）

平成14年10月刊，B5判，4巻1セット，箱入  
会員頒布価格8,400円（税込，送料込）

## 書籍申込書

所属土地家屋調査士会行

※この申込書は所属土地家屋調査士会に提出してください※

① 土地境界基本実務V「境界鑑定V（筆界の特定技法）」(2,000円・税込、送料込)	部
② 既刊4冊セット（8,400円・税込、送料込）	セット
所属会名	
氏名	
送付先	〒
TEL	

ご記入いただいたお名前、ご住所等は、ご注文いただいた商品の発送以外の目的には使用いたしません。

## 測量機器総合保険(動産総合保険)のご案内【平成20年度保険開始分】

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店：有限会社 桐栄サービス／引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

### 日調連共済会 測量機器総合保険の特徴

会員が所有・管理する測量機器（製品No.のある機器に限る）について業務使用中、携行中、保管中等の偶然な事故による損害に対し、保険金をお支払いします。

例えば、①測量中誤って測量機器を倒し壊れた。

②保管中の測量機器が火災にあい焼失した。

③測量機器を家に保管中盗難にあった。 等

この保険は日調連共済会が保険契約者となる団体契約です。従って個人でご契約されるより割安な保険料でご加入いただけます。

### 【平成20年度保険開始分のお引き受け条件】

◆近時の事故発生状況、保険金支払状況を踏まえ、下記の通り、保険料改定（引き上げ）を行っております。（保険料以外のお引き受け条件は、昨年から変更はありません）

◎**保険料[変更あり]** → **保険金額 10万円につき、年間保険料は 2,000円** となります。  
(**昨年は、1,750円**)

(例) **保険金額 100万円の場合、年間保険料は 20,000円** (昨年は、17,500円)

※縮小てん補 90% [昨年通り]

→  $\text{支払保険金} = (\text{損害額} - \text{免責金額}) \times \text{保険金額} / \text{保険価額 (時価額)} \times 90\%$  となります。

※免責金額 (自己負担額) [昨年通り] → **損害額の 20% (最低 3万円)** となります。

### <平成21年度以降のお引き受け条件について>

・平成21年度以降の保険料は、本総合保険制度（団体契約）の損害率（支払保険金／保険料）に応じて保険料の引き上げ・引き下げを行う制度を導入します。（ご参考：平成18年度の損害率は、98.6%）

(例) 損害率 100%以上 150%未満→保険料引き上げ（保険金額 10万円につき、年間保険料 3,000円）

損害率 70%以上 100%未満→保険料引き上げ（保険金額 10万円につき、年間保険料 2,300円）

損害率 40%以上 70%未満→保険料の変更はなし

損害率 20%以上 40%未満→保険料引き下げ（保険金額 10万円につき、年間保険料 1,800円）

## 1. 保険の対象

会員が所有・管理する「製造No.のある測量機器」（下記①～③のみ）

- ①測量機器本体（従来方式のトータルステーション、トランシットに限ります。）
- ②プリズム（**製造番号がないものはお引受できません。**）
- ③整準台（測量機器本体と合わせて申し込む場合のみ）

※製造No.のない機器及び三脚は保険の対象になりません。

※データコレクター、ポケコンは保険の対象になりません。

※GPS方式等、新方式の測量機器については、保険の対象となりませんので、個別に桐栄サービスまでお問い合わせください。

## 2. 保険金額(契約金額)の設定方法

保険金額は**保険価額(時価額)**を基準として設定します。

(千円単位を四捨五入し万円単位とする。)

**< 保険価額(時価額)の算出方法 >** **保険価額(時価額) = 購入時の定価 × 償却率係数**

※購入時の定価、購入年については購入当時の資料（領収書・明細・カタログ等）をご確認の上、正確に設定ください。  
正確な設定がない場合、事故発生時に損害額を全額お支払いすることができないことがありますのでご注意ください。

<償却率係数>

購入年	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年以前
係数	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3

### 3. 年間保険料

$$2,000 \text{円} \times \frac{\text{保険金額(上記保険価額で設定下さい)}}{10 \text{万円}} = \text{年間保険料}$$

(円単位を四捨五入し10円単位とします)

(ご加入例)

1. 保険の対象とする機器の製造番号を確認ください。(製造番号のないものは対象となりません。  
例) 測量機器本体 (製造番号 23046)・平成16年購入・購入時の定価 105万円
2. 保険対象機器の購入価額、購入年をご確認の上、保険価額 (時価額) を計算してください。

保険の対象機器	購入時の定価(A)	購入年	償却率係数(B)	保険価額(A)×(B)
測量機器本体	105万円	16年	0.6	63万円

$$(\text{保険料}) 2,000 \text{円} \times \frac{63 \text{万円 (保険金額...保険価額通り設定の場合)}}{10 \text{万円}} = 12,600 \text{円}$$

### 4. お支払いする保険金

$$\left[ (\text{損害額} - \text{免責金額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額 (時価額)}} \right] \times \text{縮小てん補 } 90\%$$

- ※免責金額(自己負担額) = 損害額の20%(最低3万円)。免責金額(自己負担額)は、全損(推定全損を含みます。)および火災、落雷、破裂・爆発以外の事故により発生した損害について適用されます。
- ※お支払する保険金は、保険金額が限度。ただし、保険金額が保険価額(時価額)をこえる場合は保険価額(時価額)が限度となります。
- ※修理内容・修理金額によっては、それが保険金額の範囲内であってもそれをここでいう『損害額』とすることができない場合があります。すなわち、当該修理によって、その後当該物件の耐用年数が延びる等の価値の増加が見られる場合はその分を控除したものを『損害額』として算出することになります。

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
損害保険金	<p>すべての偶然な事故(注)によって保険の目的に生じた損害がお支払いの対象になります。</p> <p>(注) 別途定める免責事由に該当する事故を除きます。「(保険金をお支払いできない主な場合)」をご参照ください</p> <p>たとえば、次のような損害が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 火災、落雷、破裂・爆発によって生じた損害</li> <li>② 台風、せん風、暴風、暴風雨、突風などの風およびひょうによって生じた損害</li> <li>③ 盗難による損害</li> <li>④ 航空機の落下、車両・船舶などの衝突によって生じた損害</li> <li>⑤ 破損によって生じた損害</li> <li>⑥ いたずらによって生じた損害</li> <li>⑦ 衝突・脱線・転覆等の輸送中の事故によって生じた損害</li> <li>⑧ 水濡れによって生じた損害</li> <li>⑨ 上記①～⑧以外の不測かつ突発的な事故(破損、汚損等)</li> </ol>	<p>●損害保険金 上記4の説明をご参照ください。</p> <p>損害保険金は、ご契約いただいた機器の保険価額(保険の目的の価額)と保険金額(ご契約金額)との割合でお支払いします。</p> <p>保険価額(時価)より少ない額でご契約になりますと十分な補償を受けられませんのでご注意ください。</p>
費用保険金	<p>●残存物取り片付け費用 損害保険金を支払われる場合で、残存物の取り片付けのために費用を支出したとき</p> <p>●修理付帯費用保険金 火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、保険会社の承認を得て 支出した費用があるとき(代替物の借借費用等。ただし、居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。)</p>	<p>●実費 (損害保険金の10%限度)</p> <p>●実費 (1事故1構内につき保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度)</p>

## 5. 保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって生じた損害
- 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- 戦争、暴動、または、地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共機関の公権力の行使によって生じた損害
- 原子力または放射能汚染によって生じた損害
- 保険の目的の瑕疵(かし)、自然の摩滅・消耗・劣化、使用による品質もしくは機能の低下、性質による発火・爆発・蒸れ・腐敗・さび・かび・変質・変色その他これらに類似の事由またはねずみ食い・虫食いによって生じた損害
- 置き忘れまたは紛失によって生じた事故、詐欺、横領にかかったことによる損害
- 外来の事故に直接起因しない保険の目的の電氣的・機械的事故によって生じた損害
- 保険の目的に対する修理、清掃などの作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 台風、暴風雨、豪雨などによるこう水、融雪こう水・高潮・土砂崩れなどの水災によって生じた損害
- 保険の目的に加工をほどこした場合、加工着手後に生じた損害（ただし、加工着手後から加工終了までの加工ミスに直接起因しない損害については、「火災、落雷、破裂・爆発、風災、ひょう災、雪災、外部からの物体の飛来・落下・水ぬれ、騒じょう、労働争議、盗難」
- 管球類に単独で生じた損害、保険の目的の機能に直接関係のない外形上の損害
- 万引きその他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者によって盗取されたことによって生じた損害
- 保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の従業員等が単独または第三者と共謀して行った盗取その他の不誠実行為によって生じた損害
- 日本国外で生じた事故による損害
- 自力救済行為等によって生じた損害
- 温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠除によって生じた損害
- 1時間未満の電力停止や異常な供給により、商品・製品・原材料等のみに生じた損害
- 異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害
- すり傷、しみ、よごれ等の単なる外形上の損害
- 脱毛による損害
- 保険の目的が耕工作車・機械である場合には、ガラス部分、ベルト、ゴムタイヤ、キャタピラ、ショベル等の歯または爪、バケット、フォーク等のみに生じた損害 ※標識の登録を受けた車両は保険の目的の対象外
- 湿度、温度の変化、または空気の乾燥、酸素の欠除によって生じた損害
- 保険の目的が水中もしくは地中にある間、空中に浮遊している間に生じた損害 など

## 6. ご加入の方法

### (1) 申込先：有限会社桐栄サービス

(申込書類は桐栄サービスまでご請求ください)

※自動継続ではありませんので、現在ご加入の方も必ず申込書類をご提出ください。

### (2) 申込締切：平成 19 年 12 月 21 日 (金)

### (3) 保険期間：平成 20 年 4 月 1 日より 1 年間

※補償期間の途中で加入もできますので、ご希望の場合には桐栄サービスまでご連絡ください。

### (4) 保険料のお支払方法：

※保険料はご指定の金融機関の預金口座から平成 20 年 3 月 6 日に自動振替します。



# 「境界シンポジウム in ぎふ」報告集発刊のご案内

日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会  
会 長 齊 藤 忠  
岐阜県土地家屋調査士会  
会 長 林 千 年

日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会では、平成19年2月15日・16日の両日にわたり「境界シンポジウム in ぎふ」を開催し、この度その報告集を発刊いたしました。

このシンポジウムでは、「土地家屋調査士が境界紛争の未然防止のため、全ての境界点に境界標を設置し、土地境界の安定に寄与し、紛争の火種を見つけたら適切な措置を心掛け、国民の不安を取り除くこと。そして、万一起こってしまった境界紛争にあたっては、ADR・筆界特定制度を有効に活用し、紛争解決に正面から取り組む」という「境界紛争ゼロ宣言」を採択し、境界紛争の根絶を目指し開催されたものです。

また同時に開催された「第1回全国ADRサミット」には、全国33会の参加を得、土地家屋調査士会による裁判外境界紛争解決制度の運営等、境界ADRセンターの設置会のみならず、これから設立を考えている会も交えて真摯な意見交換を行い、この報告集でも数々の示唆に富んだ議論が交わされております。

既に境界ADRセンターを立ち上げ運営をされている会、また今後立ち上げを考えておられる会にとっても境界ADRセンターの参考として本報告集をご利用していただきたくここにご案内申し上げます。

ご注文は、下記注文用紙でお申込みください。



- |          |              |
|----------|--------------|
| 1、 1冊の単価 | 2,000円       |
| 1、 申込み期日 | 平成19年12月末日まで |
| 1、 納品時期  | 平成20年1月末日    |

ご購入希望の際は、このページをコピーして、下記注文書によりお申込ください。

## 注 文 書

岐阜県土地家屋調査士会 御中 (FAX: 058-248-1898)

平成 年 月 日

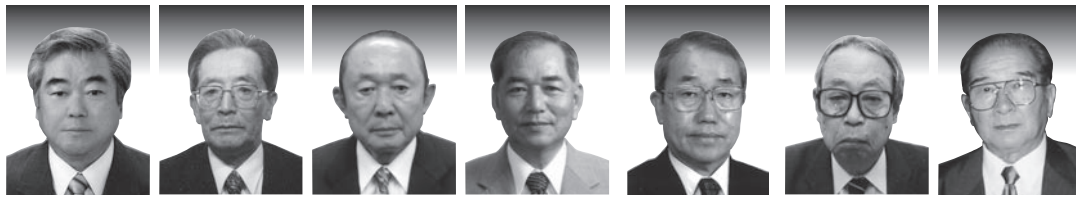
注文者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

書籍名	単 価	注文部数	金 額
「境界シンポジウム in ぎふ」報告集	2,000 円	冊	円

※送料は、別途注文者の負担になりますので、ご了承下さい。

# 平成19年 秋の叙勲・黄綬褒章

おめでとうございます。



旭日双光章

高石 康夫 (徳島県土地家屋調査士会)

昭和30年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴52年  
徳島県理事、同副会長、日調連理事を歴任  
昭和63年法務大臣表彰等、現在徳島会相談役75歳

旭日双光章

赤間 護 (宮城県土地家屋調査士会)

昭和45年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴37年  
宮城県理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任  
平成14年法務大臣表彰等、現在宮城会相談役72歳

黄綬褒章

馬淵 良一 (岐阜県土地家屋調査士会)

昭和50年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴32年  
岐阜県理事、同常任理事、同副会長、日調連理事、同常任理事、  
同副会長を歴任  
平成18年法務大臣表彰等、現在岐阜会相談役59歳

黄綬褒章

林 弘之 (佐賀県土地家屋調査士会)

昭和45年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴37年  
佐賀県理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任  
平成17年法務大臣表彰等、現在佐賀会名誉会長62歳

黄綬褒章

宮信 宗弘 (兵庫県土地家屋調査士会)

昭和41年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴40年  
兵庫県理事、同副会長、同会長を歴任  
平成14年法務大臣表彰等、現在兵庫会相談役71歳

黄綬褒章

寺澤 重三 (青森県土地家屋調査士会)

昭和39年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴43年  
青森県理事、同副会長、同会長を歴任  
平成17年法務大臣表彰等、現在青森会名誉会長75歳

黄綬褒章

名嘉 文芳 (沖縄県土地家屋調査士会)

昭和41年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴41年  
沖縄県理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任  
平成18年法務大臣表彰等、現在沖縄会名誉会長62歳

※受賞者の年令及び歴に關しましては、平成19年11月3日発令日の年令及び歴です。

## 編集後記

◎1799年エジプト侵略を開始したフランス・ナポレオン軍により、ナイル河口のロゼッタ村にて暗色の花崗閃緑岩の石碑が発見される。碑文は3層に分かれ、上から神聖文字「ヒロエグリフ」民衆文字「デモティック」ギリシャ文字の順で刻まれていた。既に死語と化していたヒロエグリフ、デモティックの解釈は天才ジャン＝フランソワ・シャンポリオンによる1822年のパリの学会発表まで待たなければならない。

◎以前、職場の先輩の郷土福井県を訪ねたときの話。先輩のお爺さんが、福井の地図を広げて「※♠△Γ±≤∠…」と福井弁で説明をして下さったのですが、サッパリ解らず。理解させようと説明するお爺さんも四苦八苦、当方も理解しようと必死で傾聴しましたが、言葉では互いに解り合えず、根ききて紙に書いていただいた覚えがあります。嘘みたいな話ですが「話し言葉」と「書き言葉」の違いに驚いたことでした。

◎言葉は文化である。2007年ユーキャン流行語大賞にノミネートされた「KY」(空気が読めない)と「～そんなの関係ねえ」は対語として大変興味深い。流行語大賞の候補として挙がる言葉は社会現象を反映してそこそこ理解は出来ても、若者言葉の持つ「チャカレ」「ドN」には通訳が必要となりそうです。

早朝の“アシキタス”渋谷駅構内。二人組みのむしゃい女子中学生の会話。

A子「ネトモがオナ中だって分ってえ～」

B子「マジデェ！ギガマズクナイ？」

耳がダンボになります。「寝友がオナ中？」…エモいオヤジ丸出しです。(実はネット友達と同じ中学校といった意味)

今は昔。私が、鼻水を拭き取った服の袖がテカテカと不気味な光沢を放って、垢切れで出血した手の甲を見せていた小学生だった頃(今ではそんな子ども見かけませんね)、NHKテレビ「竜馬がゆく」を観ながら「カッコエエキ」と北大路欣也の真似を度々しておりました。クレイジーキャッツが世に流行らせた言葉と思われそうですが(記憶に間違いがなければ)、「チャランポランな日本語を使うな！」と親父の激怒を受けた覚えがあります。

「カッコイイ」の流行語よりも聞きなれない「チャランポラン」の言葉の方が強く印象に残っています。言葉の語源は「ちゃら法螺」(口から出まかせ)の説が強いようですが、ベルシャ語での「チャランデ・ポランデ」(いい加減でだらしない)がシルクロードを経由して輸入され、日本語として根付いた説が個人的にはロマンを感じて親しみ易いです。

◎今、心の一部をアスペクトとした部分に關与した土地家屋調査士型ADRセンターが全国的な規模で設立され、指定、認証手続へと躍進をしています。箱物(センター)が遺跡とならないためにも、関与する資格者の意識の昂揚と自覚、専門資格者としての職業倫理、業務の研鑽を深めるための研修等、その成長の布石として私自身頑張りたいと思います。

皆様、良いお年を。

広報部次長 川本 達夫

## 土地家屋調査士

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会<sup>®</sup>

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2F 204号

電話：03-3942-0050 FAX：03-3942-0197

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社





# 日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

平成 18 年 1 月から土地家屋調査士の電子認証カード（IC カード）を発行していますが、多くの会員から本 IC カード及び関連する事項に係る質問や照会を受けたことから、本稿にて Q & A 形式で説明します。

**Q1.** 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局（以下「日調連認証局」）が発行する IC カード（以下「電子証明書」）をなぜ取得する必要があるの？

**Q2.** どうすれば IC カードを取得できるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ（一部署名できないものもあります。）に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



## 【新不動産登記法が要求している 3 本柱】

新不登法は、以下の 3 点を土地家屋調査士に問いかけていると言えます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

## 土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局では、平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書（ICカード）の発行作業を行っており、これまでの運用において、会員の皆様から頂戴した照会・質問等を取り纏めたくえで、同証明書の発行に係る会員の皆様への補足説明等を下記①～③に記載しますのでご参照ください。

### ① ICカードの申込時

電子証明書の発行は次の2通りの方法で行っております。

#### 【通常発行】

オンライン指定庁の指定日順に対象支部の会員に対し月800枚を目安に連合会から申込書を送付しております。

なお、連合会が申込書を送付するフェーズから、会員の皆様が証明書を取得するまでの流れについては、「電子証明書を取得するまでの流れ（iiページ）」を参照ください。

#### 【希望者枠発行】

詳細は、「土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について（iiiページ）」を参照ください。

### ② ICカードを受領した場合

上記①により会員の皆様がICカードを受領された場合、その郵便物（ICカード一式）の説明については、「土地家屋調査士電子証明書の同封物について（iiiページ）」を参照ください。

また、同ICカードを使用してオンライン登記申請を行う場合の事前準備等の説明については、「オンライン登記申請を実施するまでの準備について（ivページ）」を参照ください。

### ③ ICカードを再発行する場合

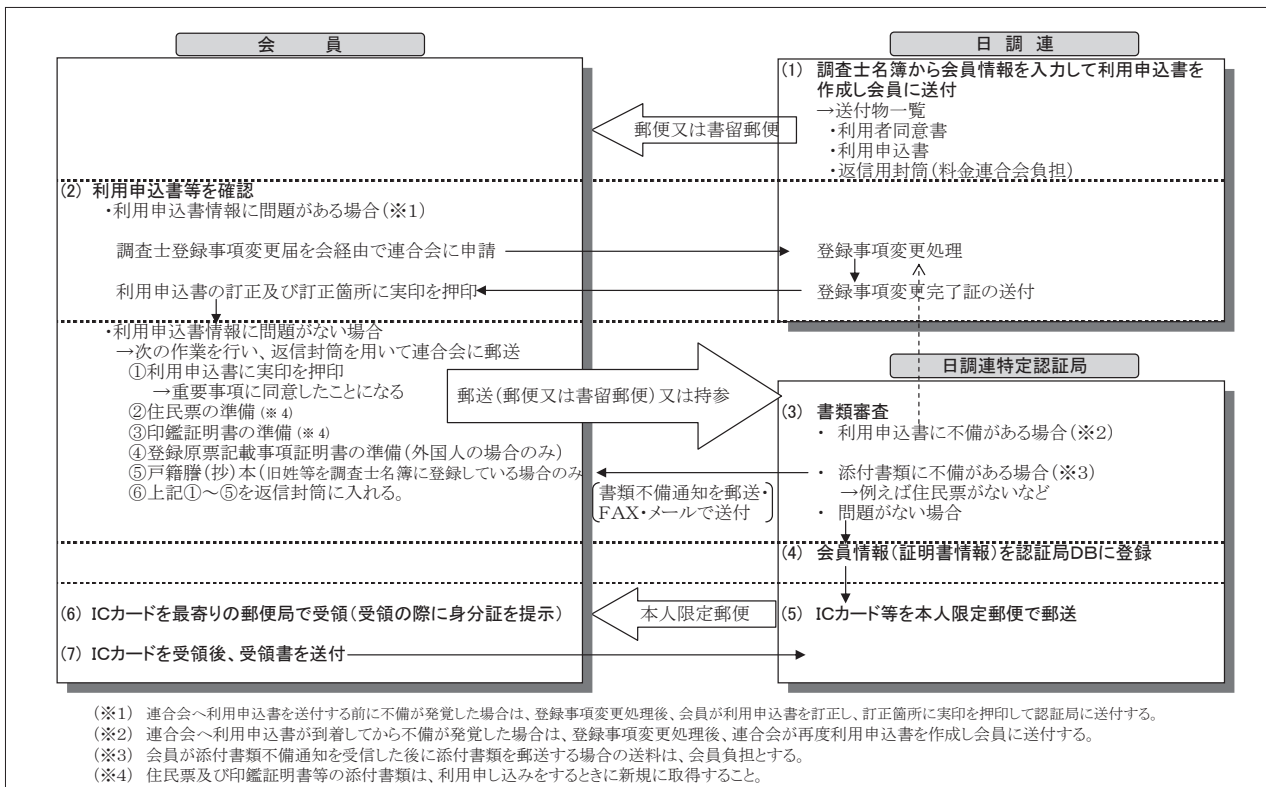
一度取得したICカードを、調査士登録事項変更や、ICカードの紛失等により失効した場合の再発行の仕様・手順等については、「土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（ivページ）」を参照ください。

## 電子証明書を取得するまでの流れ

会員における電子証明書利用申込からICカード等発行までの流れは、下記の(1)～(7)のとおりです。

ただし、下記流れは認証局運用開始後第1回目に発行するときのものです。（平成18年1月現在）

### 電子証明書を取得するまでの流れ



## 土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について

当連合会では、オンライン登記申請時の土地家屋調査士資格の証明に必要な「電子証明書」の発行を平成18年1月から開始しています。

同電子証明書の発行計画は、不動産登記オンライン申請システム導入庁の指定日順に、その登記所の対象支部毎に毎月800名ずつ定期発行するとともに、毎月200名ずつの希望者発行枠を設け、計1,000枚ずつ発行しています。

不動産登記オンライン申請システム導入予定庁に関しては、「不動産登記オンライン申請システム導入予定庁一覧」(<http://www.chosashi.or.jp/repository/07wants/lists.xls>)をご参照ください。また、希望者枠発行については、下記の要領により連合会までお申し込みください。

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに調査士会の方でとりまとめのうえ、連合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでこの旨ご了承ください。

### 記

#### 【希望者枠発行の申込方法】

任意の様式に、「土地家屋調査士電子証明書発行希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.jp)、FAX(03-3942-0197)及び郵送(〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階204号 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局運営室 行)にてお申し込みください。

- 所属会名      ○ 所属支部名      ○ 登録番号(半角)      ○ 氏名
- 事務所所在地(郵便番号も記入)      ○ Mail(半角)      ○ Tel(半角)

## 全国のどなたでも、直ちに申込み可！まず、ICカードを取得することから始まるオンライン

《この文書はICカードのお申し込み後にご覧ください。》

## 土地家屋調査士電子証明書の同封物について

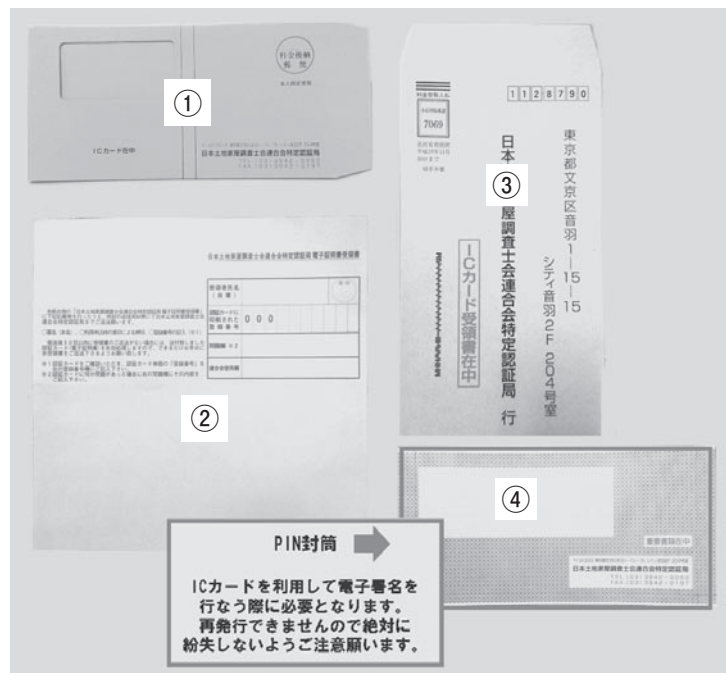
会員の皆様が受領されるICカードは、下図①～④のような一式となっておりますので、各項目について説明いたします。

- ① 下記②～④が入っている封筒
- ② ICカード受領書  
次の作業を行ってから、下記③の封筒に入れて連合会へ送付ください。
  - ・ 自署(氏名)
  - ・ 実印を押印
  - ・ ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)
- ③ 受領書返送用封筒
- ④ PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。このPINコードはICカードにて署名する際に必要なものですので大切に保管ください。

また、PINコードを15回以上ミス(入力等)するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。

(この場合は、そのICカードを失効して新規ICカードを再発行する手続きとなります。)



## オンライン登記申請を実施するまでの準備について

今、日本土地家屋調査士会連合会認証局サービス（調査士電子証明書）は、全国の会員が等しく利用していただけるよう、着々とカード発行手続を進めております。

会員の皆様は調査士電子証明書を受領されてから、オンライン登記申請を行うための準備事項として、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. オンライン登記申請マニュアル CD の準備

オンライン登記申請を行うための準備からオンライン登記申請の方法までを説明したマニュアルです（平成18年3月下旬に各会に会員数分を送付済）。オンライン登記申請に必要な各種ソフト・ドライバ等も収録していますが、平成18年1月版ですので、法務省HP及び日調連HP等で最新のをダウンロードすることを奨励します。

#### 2. ICカードR/W(カード読取リーダー)の準備

「<http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm>」を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

#### 3. オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

オンライン登記申請マニュアルCDにも収録していますが、同CDは平成18年1月版ですので、法務省HP(<http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html>)及び日調連HP(<http://www.chosashi.or.jp/repository/>)等で最新のをダウンロードして設定等ください。なお、設定・準備については、同CDの1「準備編」を参考にしてください。

## 土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（お願い）

平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書（以下「証明書」という。）の発行を開始し、平成19年3月末日現在で5,037枚の証明書を全国の会員へ発行しているところであります。

ところで、同証明書の発行については、特定認証局に係る特別会費を毎月1,000円ずつ全会員に負担いただいていることから、各会員に対する1回目の発行は無料で行っています。しかし、土地家屋調査士名簿の事項変更等により、証明書を失効した場合の当該会員への2回目の発行については、1証明書当たり下記「証明書発行費用の支払い方法の1」の費用負担をいただくこととしております（日調連特定認証局HP([http://www.chosashi.or.jp/repository/n\\_kisoku.pdf](http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf))に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照）。

なお、その際の費用の支払い方法は下記「証明書発行費用の支払い方法」とおりです。

さらに、証明書発行については、平成17年度第62回連合会定時総会において「改正不動産登記法の立法の趣旨を受け、全会員で土地家屋調査士制度を維持、発展していくことを目的に、証明書を全会員配布とする。」ことが決議されておりますので、この趣旨のご理解のもと会員への案内方よろしく申し上げます。

### 証明書発行費用の支払い方法

#### 1 振込金額（証明書1枚当たり）

- ・ H18.1月～H23.12月 : 5,000円（税込）
- ・ H24.1月以降 : 10,000円（税込）

#### 2 振込先等の情報

- ・ 金融機関名 : みずほ銀行
- ・ 支店名 : 江戸川橋支店
- ・ 振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会  
会長 松岡直武
- ・ 口座 : 普通
- ・ 口座番号 : 1018169
- ・ 振込者名 : 口座名義ではなく下記(※)の数字7桁を入力  
(※)会番号2桁(※)+登録番号5桁(例:東京会の1番の場合、0100001)なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

#### 3 証明書発行費用の支払い方法

上記1の金額を上記2の要領で振込み、その振込み用紙及び領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	1	愛知	18	宮崎	35
神奈川	2	三重	19	沖縄	36
埼玉	3	岐阜	20	宮城	37
千葉	4	福井	21	福島	38
茨城	5	石川	22	山形	39
栃木	6	富山	23	岩手	40
群馬	7	広島	24	秋田	41
静岡	8	山口	25	青森	42
山梨	9	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		